

# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の趣旨

国は、「循環型社会形成推進基本法」や各種リサイクル法の制定、排出事業者処理責任の強化や不適正処理への対策を主眼とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の改正を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに資源として循環利用するための制度的な枠組みを整え、「循環型社会」への転換を図ってきました。

世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応が急務となる等、廃棄物をめぐる情勢は刻々と変化しており、今日的な状況変化に対応し、諸課題に対処するためにも、今後、循環型社会への転換をさらに進めるとともに、低炭素社会との統合についても配慮し、環境と経済成長とが両立する社会づくりにつなげていくことが求められています。

近年における環境への負荷を少なくする取組みとしては、太陽光・風力発電等新エネルギー開発やこれらの利活用への取組み、グリーン購入の広がり、レジ袋削減の取組み、県民への啓発と地域における美化活動等が行われていますが、少子高齢化をはじめ生産品目や消費サイクル等の廃棄物を取り巻く環境も変わってくるため、今後は、より一層廃棄物の排出を抑制し、エネルギー源としての活用を含めた適正な規模で資源を循環させることができる仕組みづくりを進める必要があります。

こうしたことから、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、循環型社会の形成を推進するため、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に即して廃棄物の減量、リサイクル、適正処理等の推進に関する基本的な方策を示すものとして、高知県廃棄物処理計画を策定しました。

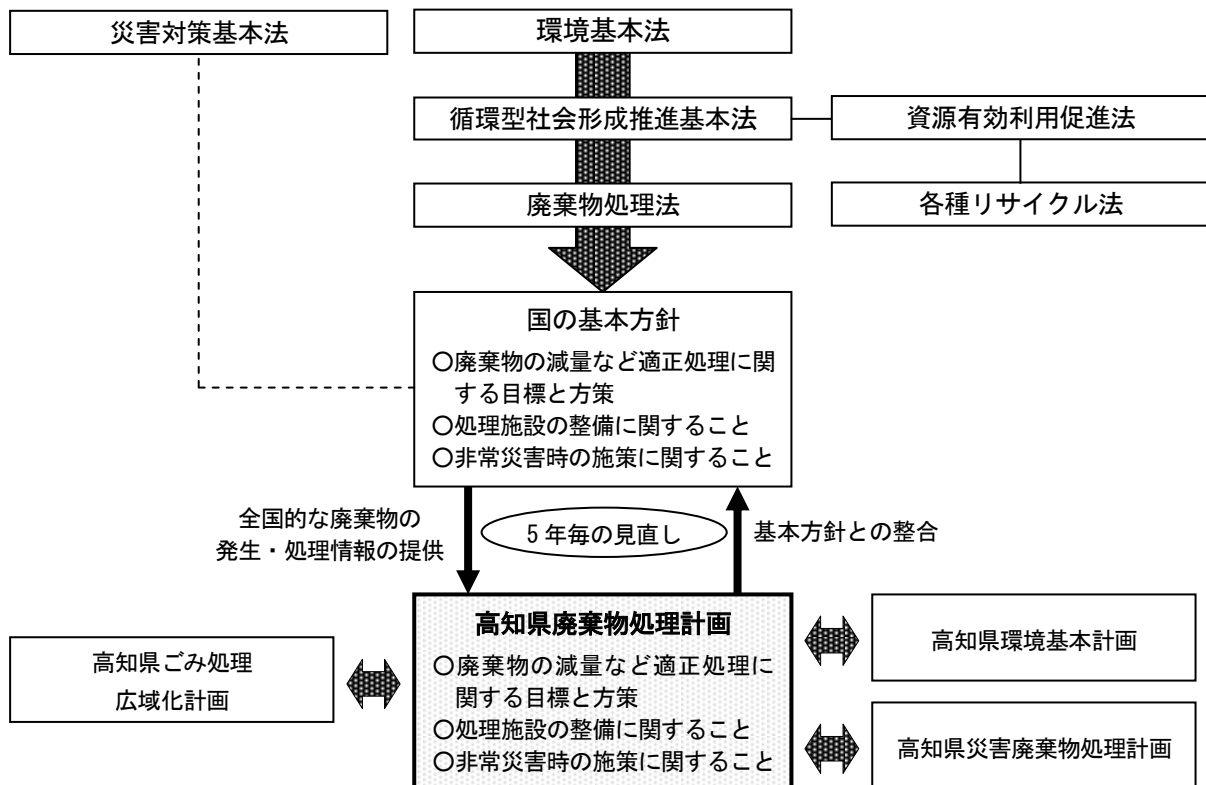


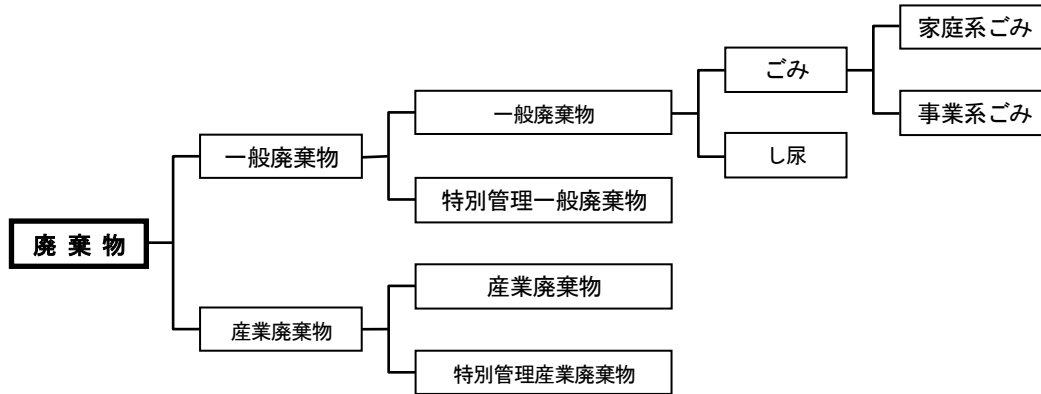
図 1-1-1 本計画の位置づけ

## 2. 計画期間と目標年度

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、平成 32 年度を目標年度とします。

## 3. 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める一般廃棄物及び産業廃棄物とします。



注) 図中の廃棄物の定義は以下のとおりとする。

- ・一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物をいう
- ・特別管理一般廃棄物 : 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた 20 種類 (表 1-3-1)
- ・特別管理産業廃棄物 : 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
- ・家庭系ごみ : 一般廃棄物のうち、家庭から排出されるもの
- ・事業系ごみ : 一般廃棄物のうち、事業活動に伴って排出されるもの
- ・し尿 : 人体から排出される排泄物をいう

図 1-3-1 本計画の対象とする廃棄物

表 1-3-1 産業廃棄物の種類と例示

種 類	例 示	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビッド汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず (廃タイヤを含む) 等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類 (板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの (範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業 (家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品買入れ業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの (範囲は紙くずと同じ)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	(20) 産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (通称「13号廃棄物」という)	コンクリート固形化物、灰の溶融固化物等

## 第2章 廃棄物の現況

### 1. 一般廃棄物の現況

#### (1) ごみ

平成 26 年度に高知県が実施した「一般廃棄物処理事業実態調査」によると、本県の平成 26 年度のごみの排出量は、約 264 千トンで、集団回収量を除いた計画処理量は 263 千トンとなっています。

処理・処分量についてみると、溶融及び選別・破碎・圧縮等により資源化された再生利用量は合計 57 千トン（計画処理量の 21.6 パーセント）、焼却などの中間処理による減量化量は 194 千トン（同 73.9 パーセント）、最終処分量は 12 千トン（同 4.5 パーセント）となっています。

表 2-1-1 ごみの排出及び処理・処分状況のまとめ（平成 26 年度）

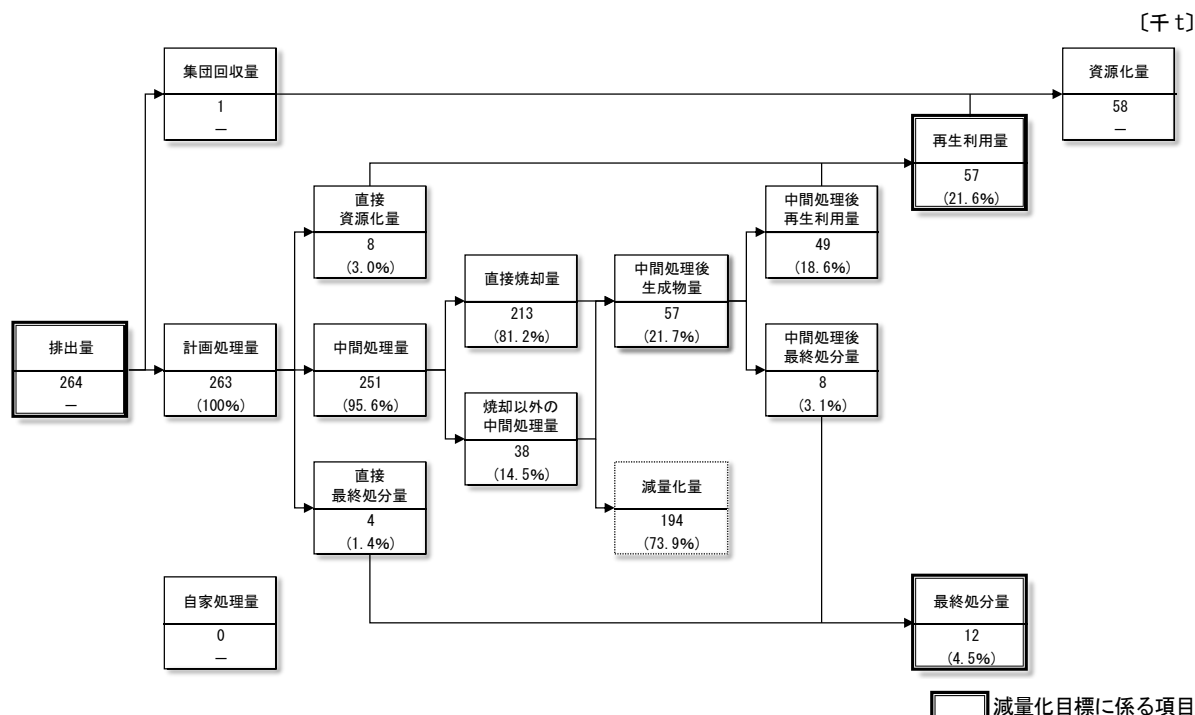
項目	数量 <sup>※1</sup>	割合 <sup>※2</sup>	備考
排出量	264 千 t (263,926t)	—	計画収集量+直接搬入量+集団回収量
計画処理量	263 千 t (262,579t)	100%	計画収集量+直接搬入量
再生利用量	57 千 t (56,831t)	21.6%	溶融生成物含む（集団回収量を除く。）
減量化量	194 千 t (193,967t)	73.9%	計画処理量-再生利用量-最終処分量
最終処分量	12 千 t (11,781t)	4.5%	直接最終処分量+中間処理後最終処分量
資源化量	58 千 t (58,178t)	—	集団回収量を含む
自家処理量	0 千 t (319t)	—	自宅等で堆肥化等により処理される量

※1 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

※2 割合は、( ) で示した数量により求めた。

注) 表中の各項目の定義は以下のとおりとする。

- ・計画処理量：市町村等により収集されたごみ（計画収集量）と排出者が直接処理施設等に搬入したごみ（直接搬入量）の合計（集団回収量、自家処理量を除く。）
- ・再生利用量：市町村等で収集された後に直接資源化に供される量（直接資源化量）と処理施設等で溶融又は破碎・選別・圧縮等資源化利用可能な形に処理されたものの量（中間処理後再生利用量）を合わせたもの
- ・資源化量：再生利用量+集団回収量
- ・集団回収量：再資源化や社会福祉活動等の目的で学校、地域などで回収され、資源化されるものの量



注 1) ( ) は計画処理量に対する割合

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は、表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図 2-1-1 ごみ処理フロー（平成 26 年度）

ア. ごみ排出の概況

本県のごみ排出量は、平成 23 年度まで減少し、それ以降は概ね横ばいとなっており、平成 26 年度には 264 千トンとなっています。

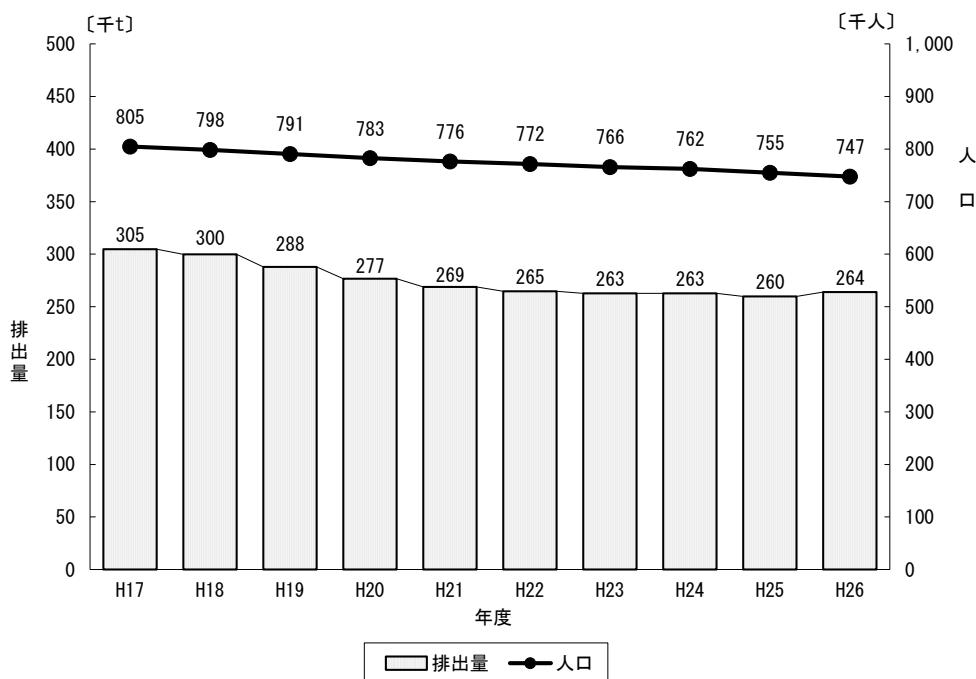
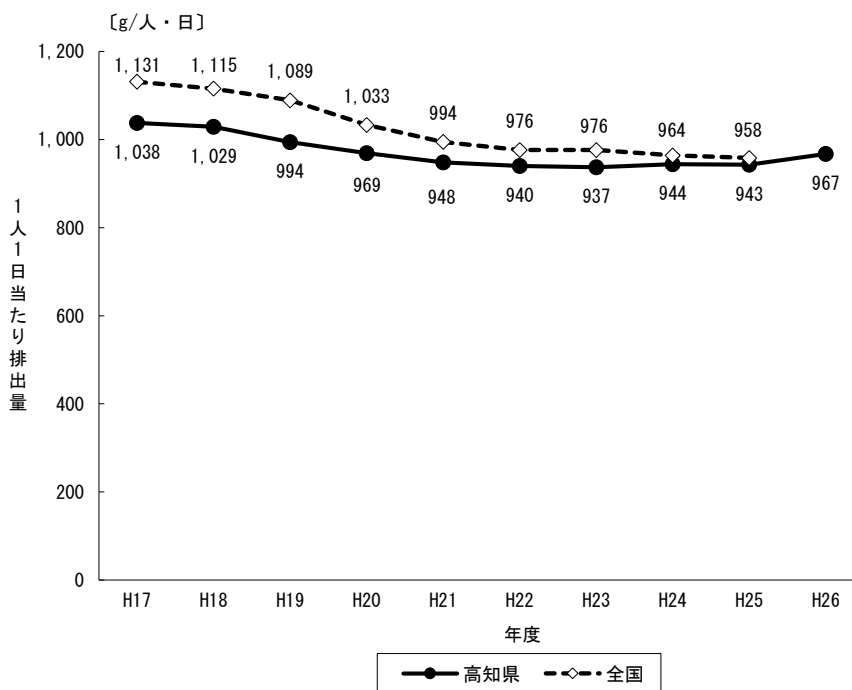


図 2-1-2 人口とごみ排出量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

平成 26 年度の本県の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 967 グラム/人・日で、平成 25 年度における全国平均 958 グラム/人・日を上回っています。また、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、平成 23 年度までは減少していましたが、それ以降は微増となっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）」

図 2-1-3 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

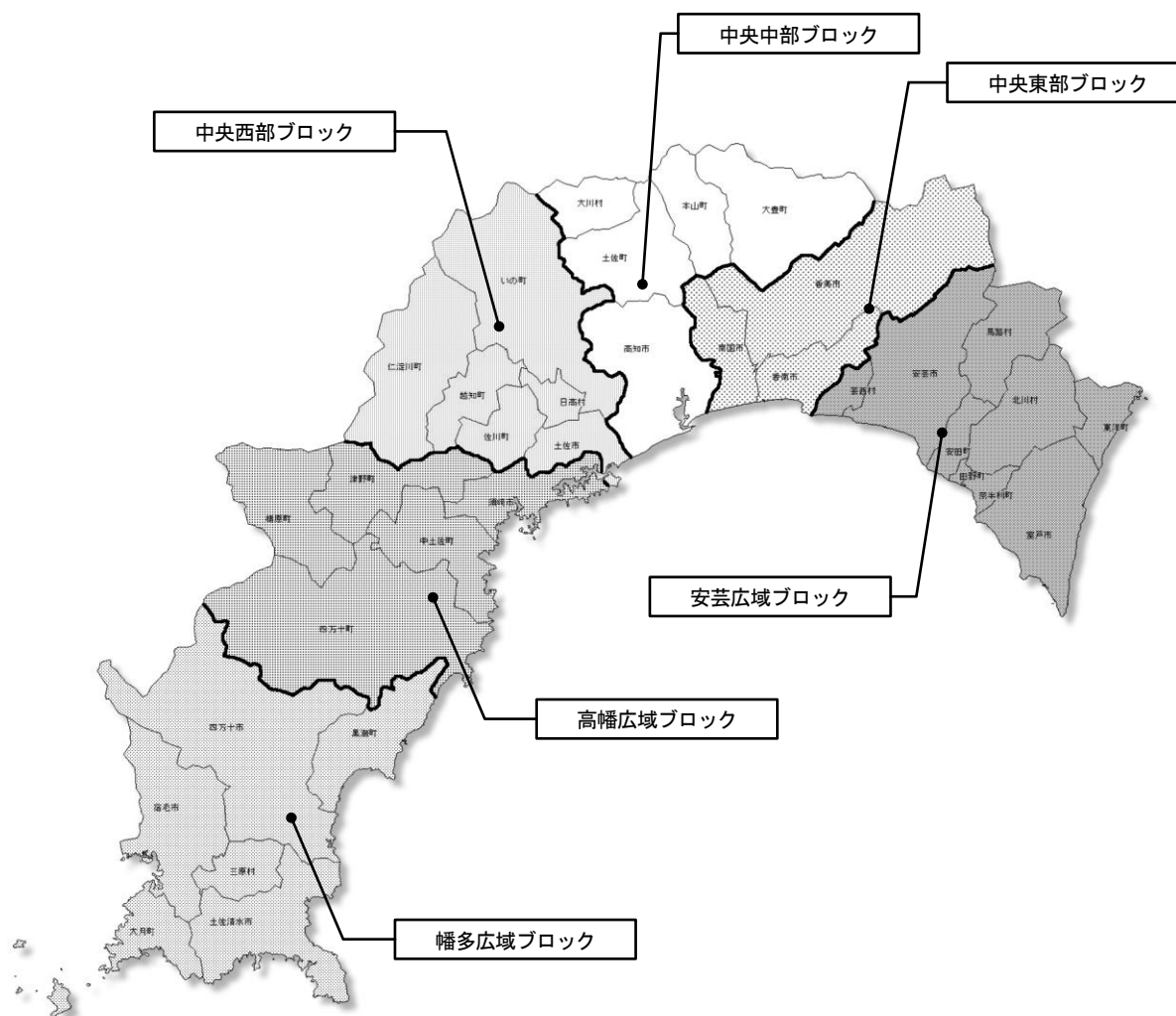
県内の地域区分は、平成 11 年 6 月に策定した「高知県ごみ処理広域化計画」に示された広域ブロックを原則としました。

表 2-1-2 広域ブロックの概要

ブロック	人口 (千人) ※1	面積 (km <sup>2</sup> ) ※2	構成市町村
安芸広域	52	1,129	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東部	110	790	南国市、香南市、香美市
中央中部	350	1,066	高知市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西部	84	1,153	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
高幡広域	59	1,405	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多広域	92	1,562	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
合計	747	7,105	

※1 平成 26 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

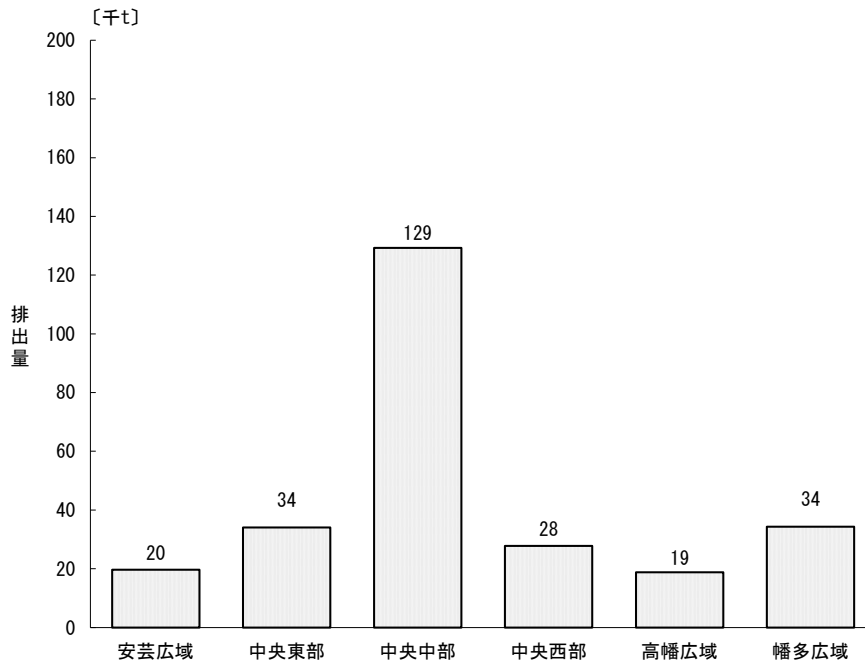
※2 平成 25 年 10 月 1 日現在（「平成 26 年度高知県統計書」抜粋）



注) 市町村区分は平成 27 年 4 月 1 日現在

図 2-1-4 地域区分の状況

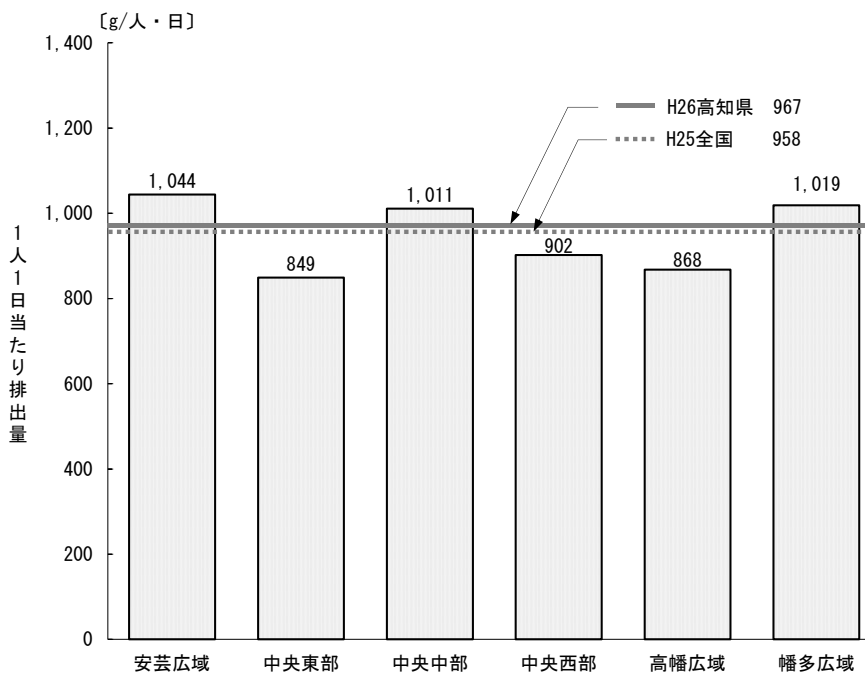
平成 26 年度のごみ排出量を地域別に見ると、中央中部が 129 千トンで最も多く、全体の約 49 パーセントを占めています。



注) 自家処理量を除く。

図 2-1-5 地域別ごみ排出量 (平成 26 年度)

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、安芸広域が 1,044 グラム/人・日で最も多く、次いで幡多広域が 1,019 グラム/人・日、中央中部が 1,011 グラム/人・日となっており、本県平均 (967 グラム/人・日) を上回っているのは、安芸広域、中央中部、幡多広域となっています。また、平成 25 年度全国平均 (958 グラム/人・日) を上回っているのも同じ広域ブロックとなっています。



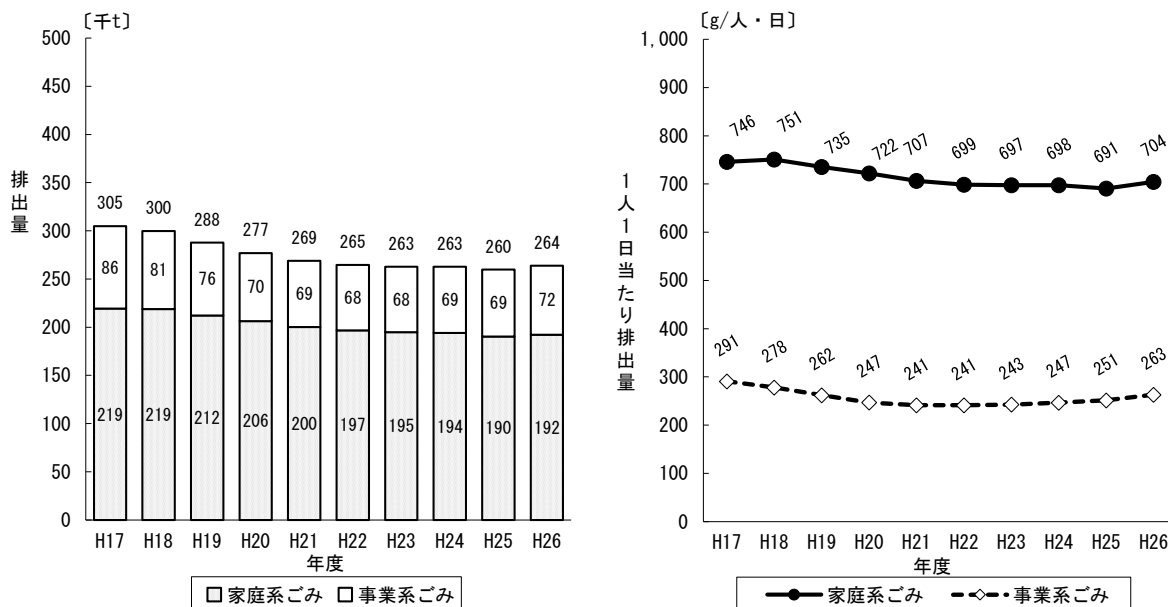
注) 自家処理量を除く。

図 2-1-6 地域別 1 人 1 日当たりごみ排出量 (平成 26 年度)

### イ. 家庭系ごみ・事業系ごみの概況

平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間における家庭系ごみと事業系ごみの排出量は、いずれも減少していましたが、平成 26 年度には、若干増加しています。

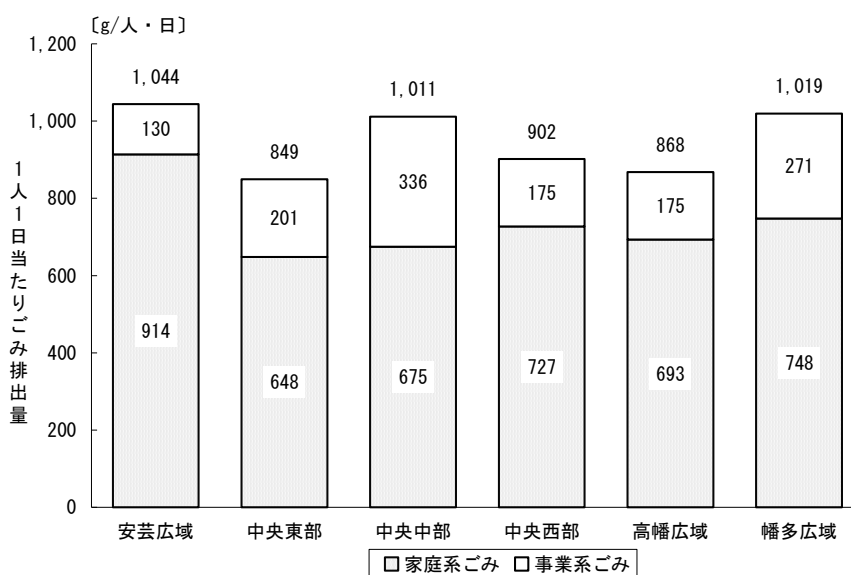
また、1 人 1 日当たりの排出量は、家庭系ごみは平成 18 年度以降減少していましたが、平成 26 年度は増加しています。一方、事業系ごみは平成 21 年度まで減少していましたが、平成 23 年度以降は増加しています。



注 1) 家庭系ごみ排出量は集団回収量を含み、自家処理量を除く。  
 注 2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-7 家庭系ごみ・事業系ごみ排出量の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

地域別に見ると、平成 26 年度における家庭系ごみは、安芸広域が最も多く、914 グラム/人・日となっており、中央東部が 648 グラム/人・日と最も少なくなっています。一方、事業系ごみは中央中部が 336 グラム/人・日と最も多くなっています。

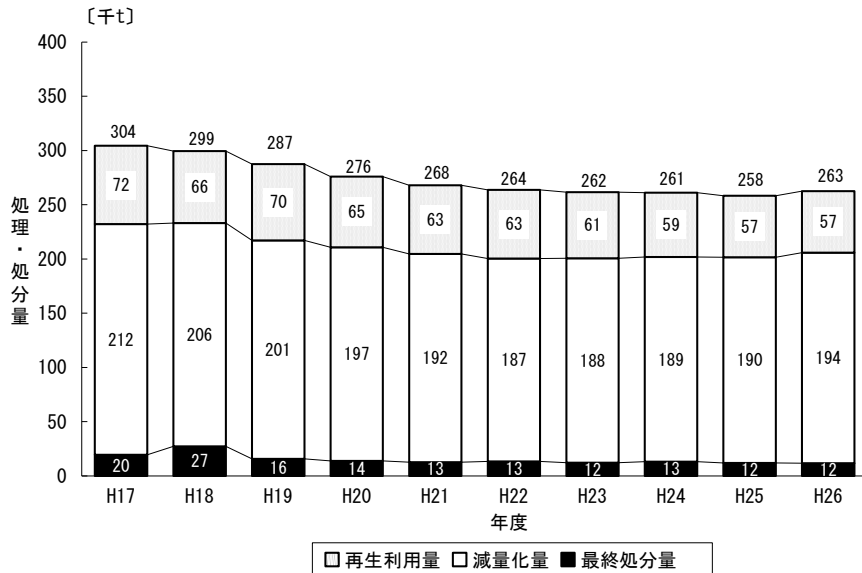


注 1) 家庭系ごみは集団回収量を含み、自家処理量を除く。  
 注 2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-8 地域別 1 人 1 日当たり家庭系ごみ・事業系ごみ排出量 (平成 26 年度)

ウ. 処理・処分の概況

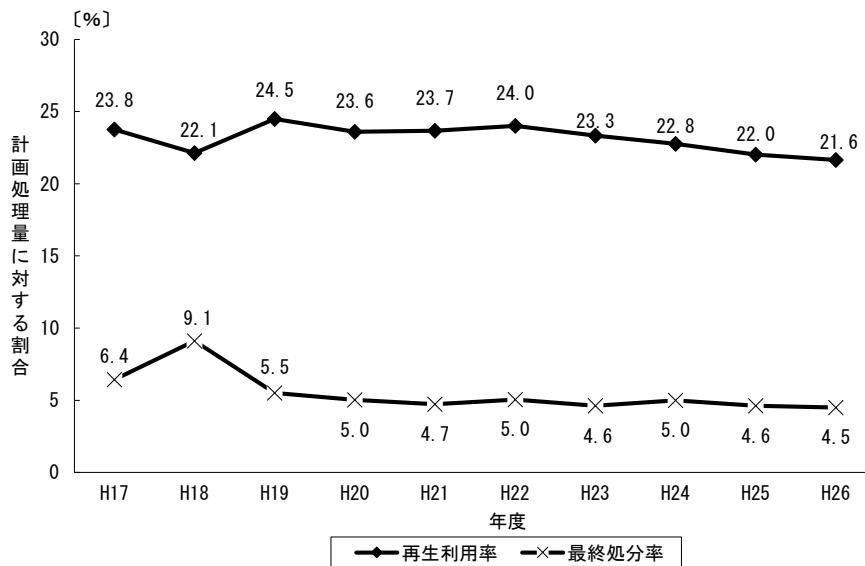
平成 26 年度の計画処理量 263 千トンのうち再生利用量は 57 千トン、減量化量は 194 千トン、最終処分量は 12 千トンとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、再生利用量は減少していますが、減量化量は平成 22 年度以降増えてきていることから、最終処分量は減少しています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-9 処理・処分量の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

一方、平成 26 年度における再生利用率は 21.6 パーセント、最終処分率は 4.5 パーセントとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、再生利用率は平成 19 年度をピークに概ね減少しており、最終処分率は平成 20 年度以降概ね横ばいとなっています。



注 1) 再生利用率：再生利用量÷計画処理量

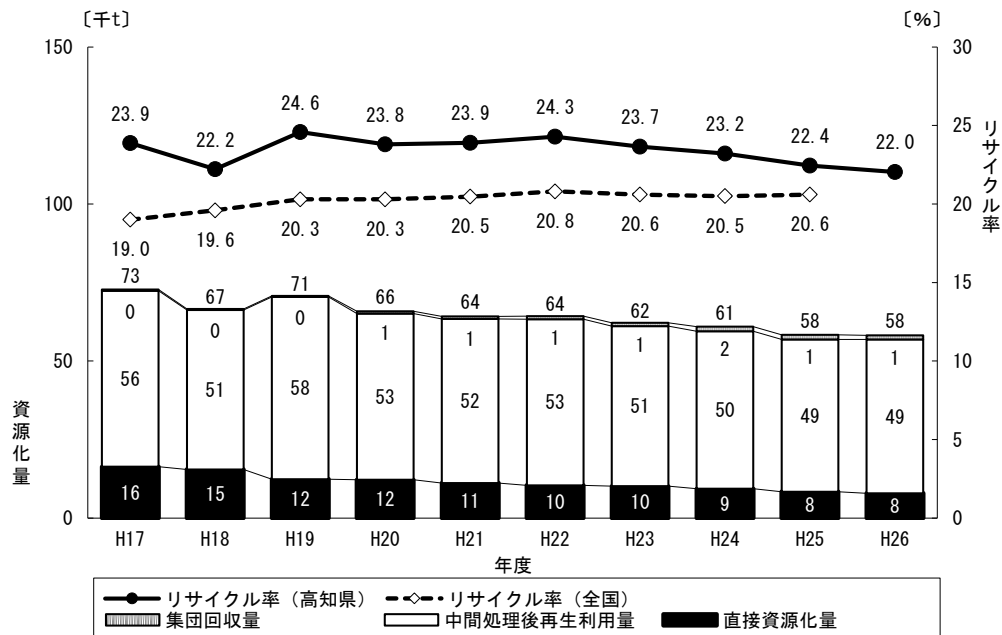
注 2) 最終処分率：最終処分量÷計画処理量

図 2-1-10 再生利用率、最終処分率の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)



エ. 資源化の概況

平成 26 年度の資源化量は 58 千トンで、内訳は直接資源化量 8 千トン、中間処理後再生利用量 49 千トン、集団回収量 1 千トンとなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間における資源化量は、直接資源化量、中間処理後再生利用量ともに減少しています。



注 1) リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) ÷ (計画処理量+集団回収量)

注 2) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-11 リサイクル率、資源化量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

地域別に見ると、平成 26 年度のリサイクル率は高幡広域が最も高く 62.7 パーセントとなっており、次いで安芸広域が 26.4 パーセントとなっています。これ以外の地域はいずれも県平均のリサイクル率 22.0 パーセントを下回っています。

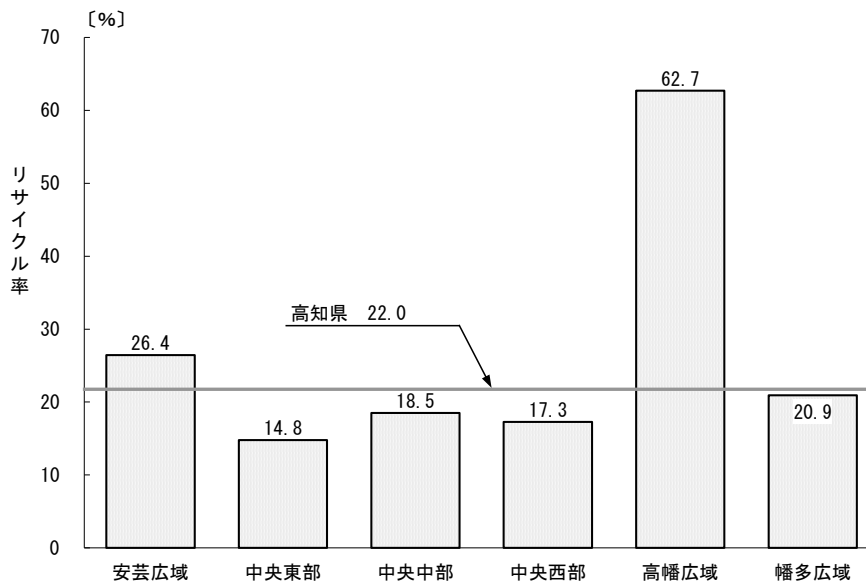
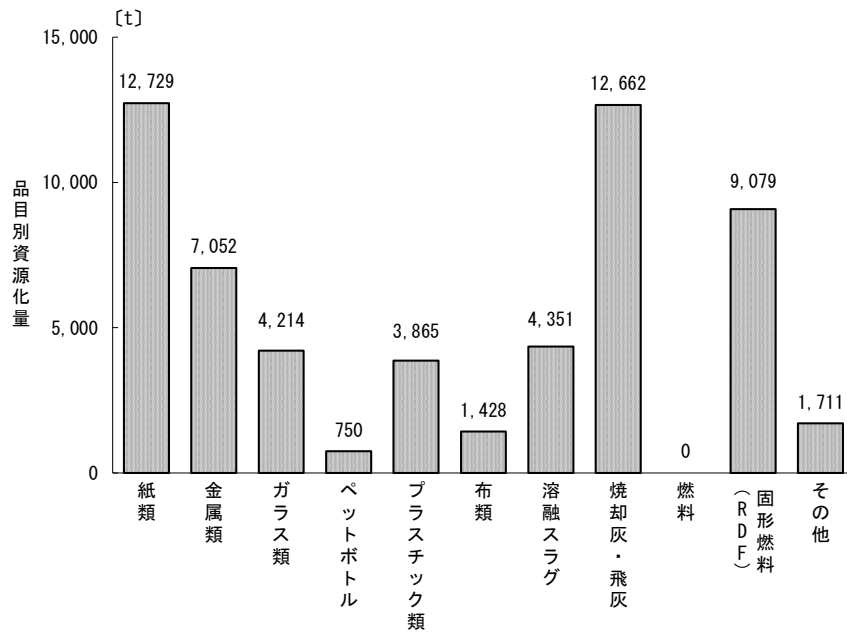


図 2-1-12 地域別リサイクル率（平成 26 年度）

平成 26 年度の資源化量を品目別にみると、紙類が 12,729 トンで最も多く、次いで焼却灰・飛灰が 12,662 トン、固形燃料が 9,079 トンとなっています。



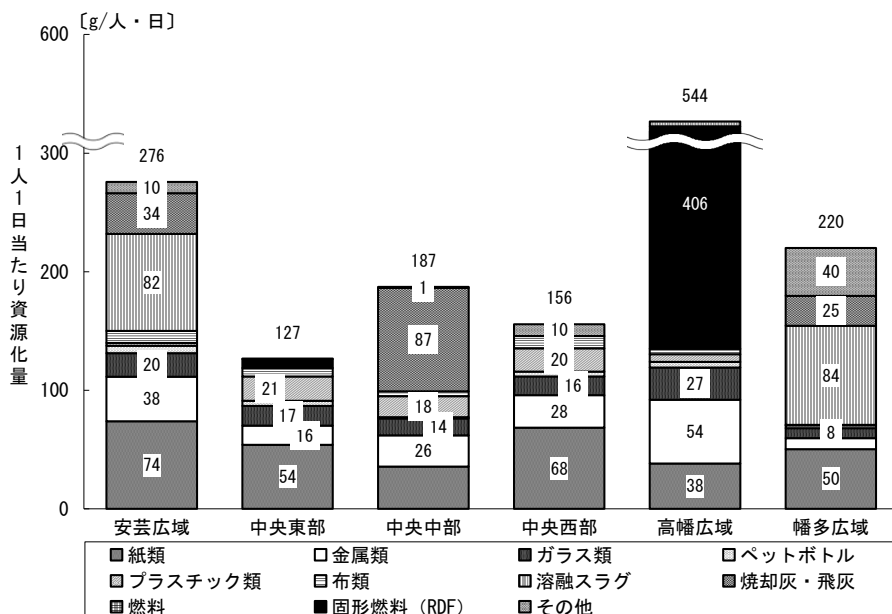
注) 図中の品目のうち、紙類、プラスチック類、溶融スラグ、焼却灰・飛灰、固形燃料 (RDF) については、以下のとおりとする。

- ・紙類 : 紙パック、紙製容器包装、その他の紙類を合わせたもの
- ・プラスチック類 : 白色トレイ、その他プラスチックを合わせたもの
- ・溶融スラグ : ごみ又はその焼却灰を 1300℃以上の高温で溶融し、冷却・固化させたもの
- ・焼却灰・飛灰 : 焼却灰 (焼却炉の底から排出されるもの)・飛灰 (排ガスに含まれるばいじんを捕集したもの) のセメント原料化、飛灰の山元還元 (飛灰に含まれる重金属を回収し、材料として再使用する) を合わせたもの
- ・固形燃料 (RDF) : Refuse Derived Fuel (廃棄物由来の燃料) の頭文字をとった名称で、生ごみやプラスチックなどのごみを砕いて乾燥させ、成形したもの

図 2-1-13 品目別資源化量 (平成 26 年度)

1 人 1 日当たりの資源化量を地域別に見ると、高幡広域が 544 グラム/人・日で最も大きく、次いで安芸広域が 276 グラム/人・日、幡多広域が 220 グラム/人・日となっています。

高幡広域は固形燃料 (RDF) として資源化されているため、他の地域よりも多くなっています。また、溶融スラグが安芸広域及び幡多広域で、焼却灰・飛灰が安芸広域、中央中部及び幡多広域で資源化されています。



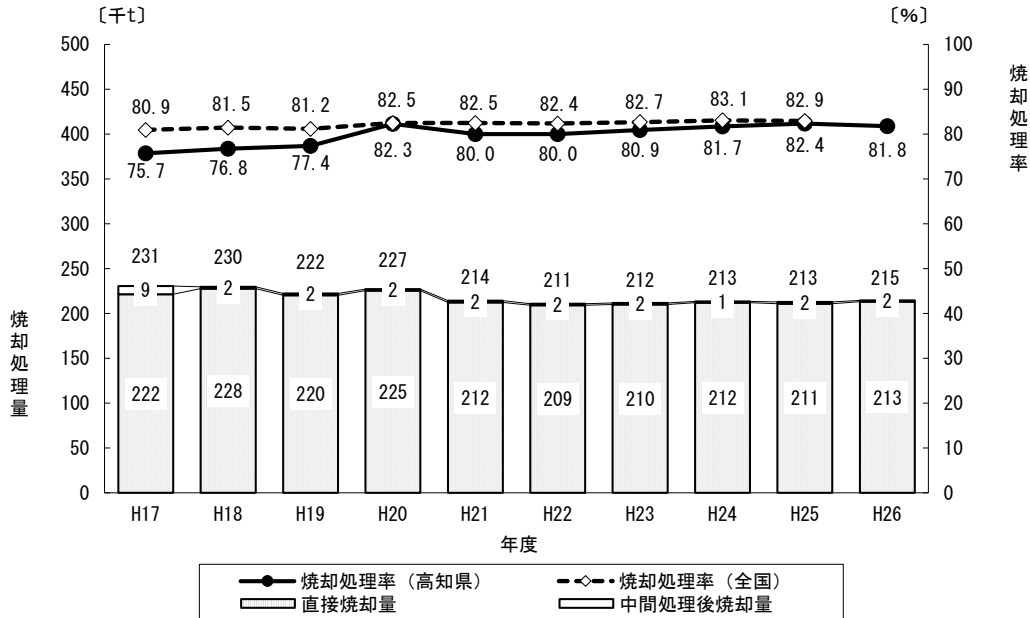
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-14 地域別・品目別 1 人 1 日当たり資源化量 (平成 26 年度)

オ. 中間処理の概況

平成 26 年度の焼却処理量は、215 千トンでほとんどが直接焼却処理されています。

計画処理量に対する焼却処理率は平成 26 年度では、81.8 パーセントで平成 25 年度の全国平均（82.9 パーセント）に比べるとわずかに低くなっています。平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間における本県の焼却処理率は、平成 17 年度では全国平均に比べ約 5.0 ポイント下回っていましたが、平成 25 年度には概ね同じ水準となりました。



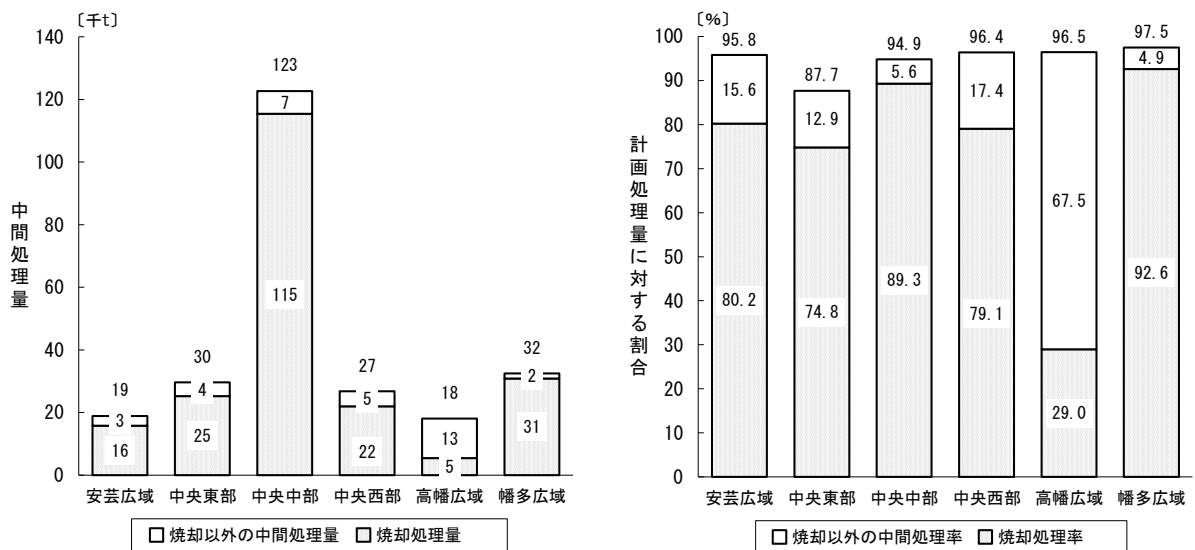
- 注 1) 焼却処理量は溶融処理量を含む。
- 注 2) 焼却処理量は中間処理後焼却量を含む。
- 注 3) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-15 焼却処理量、焼却処理率の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

平成 26 年度の地域別の中間処理量は、中央中部が最も多くなっていますが、計画処理量に対する中間処理率は、幡多広域が 97.5 パーセントと最も高く、次いで高幡広域となっています。

中間処理率の内訳では、概ね焼却処理率が高くなっていますが、高幡広域ではごみ固形燃料化処理（RDF）を行っているため、他の地域より焼却処理率が低くなっています。

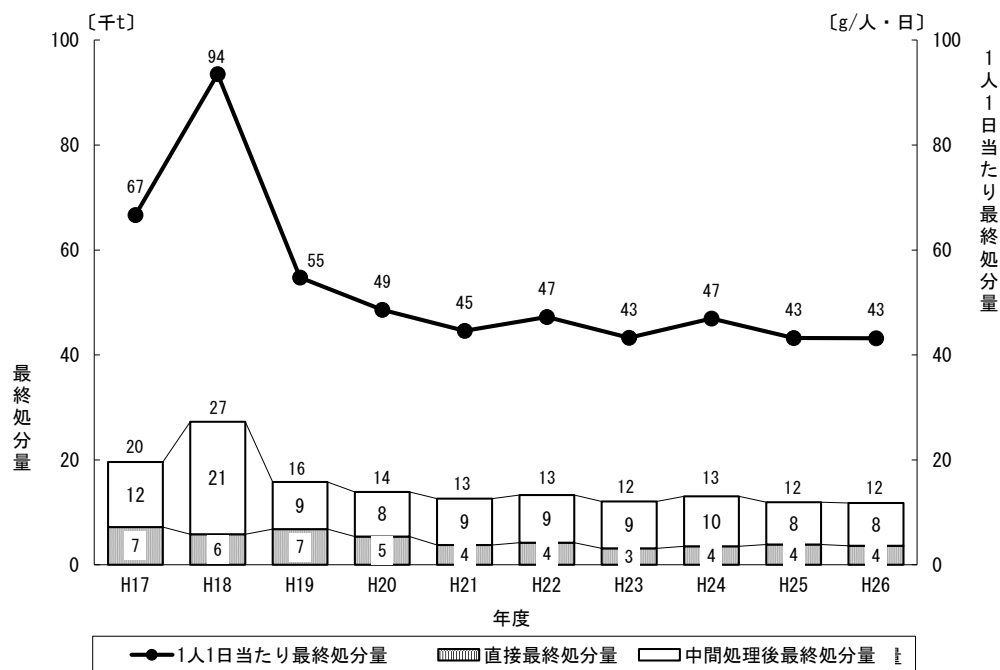


- 注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-16 地域別中間処理量及び中間処理率（平成 26 年度）

## カ. 最終処分概况

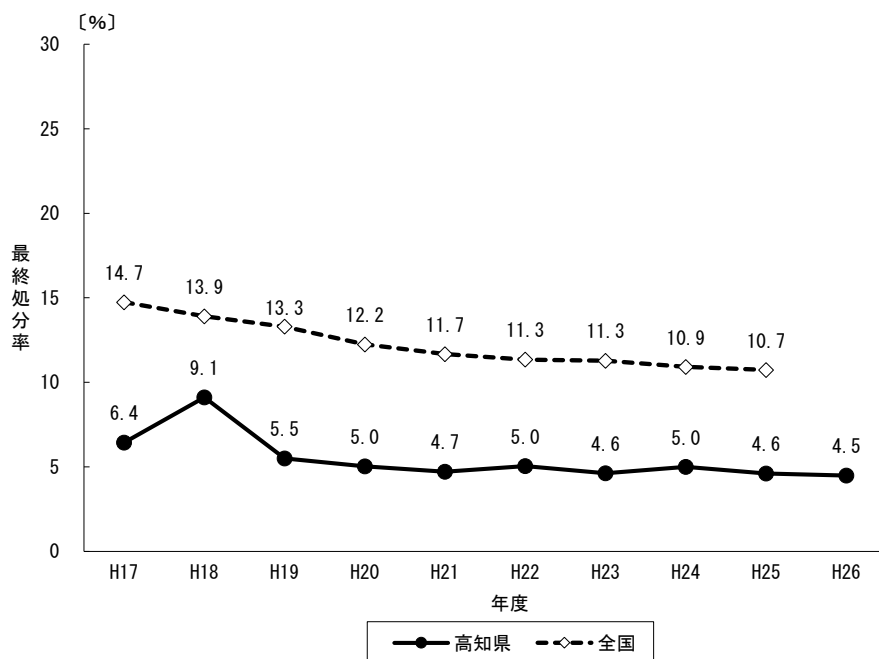
平成 26 年度における本県最終処分量は 12 千トンで、その内訳は直接最終処分量 4 千トン、焼却残渣を含む中間処理後最終処分量が 8 千トンとなっています。1 人 1 日当たりの最終処分量は 43 グラム/人・日で、平成 17 年度と比べて、溶融処理や固形燃料化といった資源化処理に加え、焼却灰・飛灰の資源化等の量が増加したことにより、約 35 パーセント減少しています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-17 最終処分量の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

また、計画処理量に対する最終処分率は、平成 26 年度は 4.5 パーセントとなっており、平成 25 年度における全国平均の 10.7 パーセントを大きく下回っています。



注) 最終処分率: 最終処分量 ÷ 計画処理量

出典: 「一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)」

図 2-1-18 最終処分率の推移 (平成 17 年度～平成 26 年度)

平成 26 年度における地域別最終処分率は、中央西部が 11.7 パーセントで最も高く、次いで中央東部が 10.9 パーセントとなっており、これら 2 ブロックは平成 25 年度の全国平均とほぼ同水準となっています。一方、安芸広域、幡多広域及び中央中部では、熔融スラグ及び焼却灰等を資源化していることから、最終処分率を全国平均より低く抑えています。

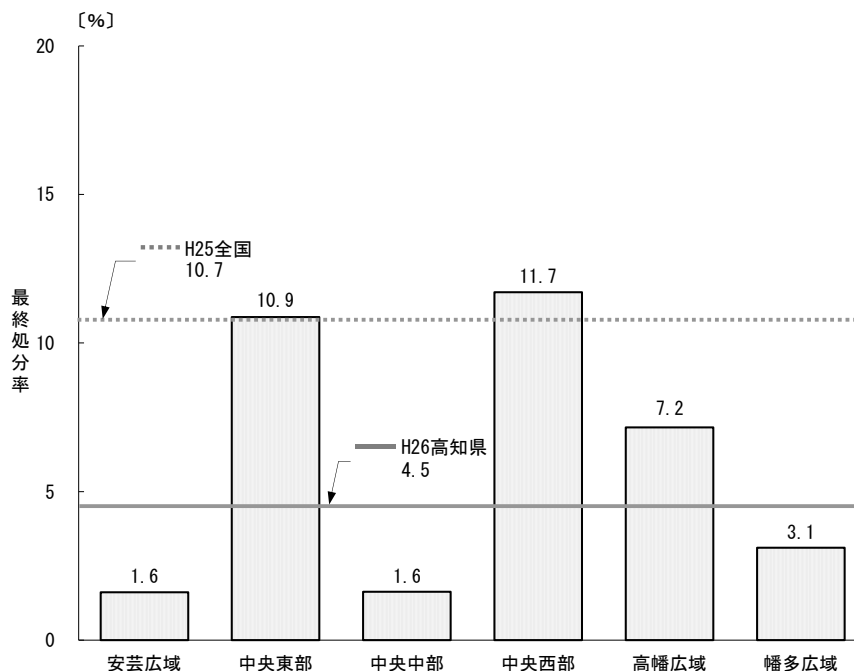
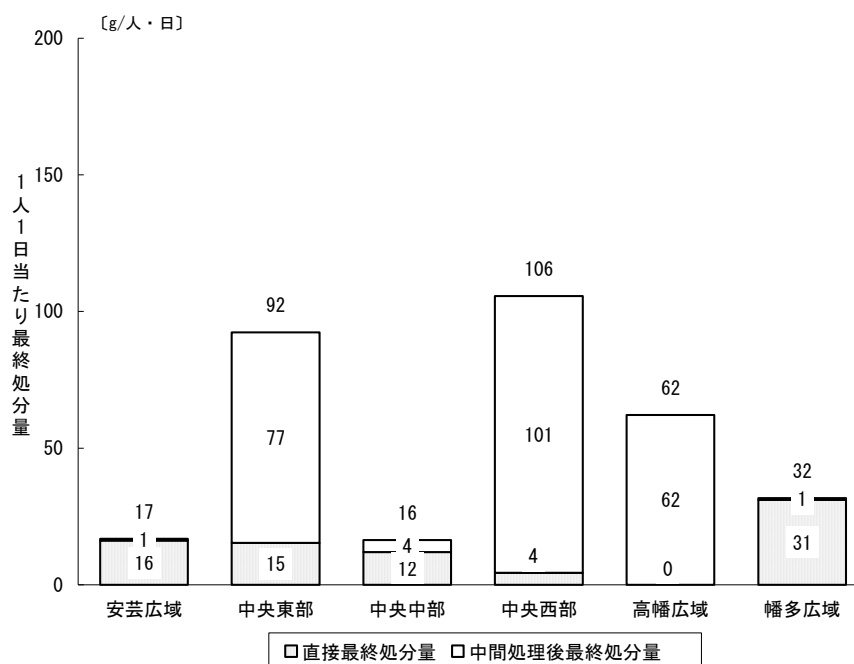


図 2-1-19 地域別最終処分率（平成 26 年度）

1 人 1 日当たりの最終処分量が最も多いのは、中央西部が 106 グラム/人・日、次いで中央東部が 92 グラム/人・日となっています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-20 地域別 1 人 1 日当たり最終処分量（平成 26 年度）

キ. 市町村等におけるごみ処理施設の設置状況

①ごみ焼却施設

平成 26 年度末現在、本県では、ごみ焼却施設は 8 施設が稼動しています。

これら 8 施設は、いずれの施設も昭和 56 年（1981 年）の建築基準法改正以降の整備であり、耐震基準を満たしているとともに、浸水区域外に設けられています。また、これらのうちごみの熔融処理施設は 2 施設、発電を行うものが 3 施設、熱利用を行うものが 6 施設となっています。

表 2-1-3 ごみ焼却施設の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	炉数	使用開始 年度	発電	熱利用
安芸広域	安芸広域市町村圏 事務組合	安芸広域メルトセンター	80	16,804	ガス化熔融 改質	2	2006 (平成 18)	○	○
中央東部	香南清掃組合	香南清掃組合 ごみ処理施設	160	25,052	焼却	2	1991 (平成 3)	—	○
中央中部	高知市	高知市清掃工場	600	114,158	焼却	3	2001 (平成 13)	○	○
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター	16	2,808	焼却	1	1996 (平成 8)	—	—
中央西部	高知中央西部 焼却処理事務組合	北原クリーンセンター	120	14,115	焼却	2	2001 (平成 13)	—	○
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター	120	7,620	焼却	2	1993 (平成 5)	—	○
高幡広域	四万十町	クリーンセンター銀河	25	6,058	焼却	2	2002 (平成 14)	—	—
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	140	32,437	ガス化熔融 改質	2	2002 (平成 14)	○	○

注) 年間処理量は平成 25 年度実績

②ごみ固形燃料化施設（RDF）

平成 26 年度末現在、ごみ固形燃料化施設は 2 施設が稼動しています。

表 2-1-4 ごみ固形燃料化施設（RDF）の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設の種類	処理対象廃棄物	使用開始 年度
高幡広域	津野山広域町村 事務組合	津野山広域事務組合 クリーンセンター四万十	6	1,080	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ	1998 (平成 10)
	高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	53	9,099	固形燃料化 (RDF)	可燃ごみ、 生ごみ（厨芥類）	2002 (平成 14)

注) 年間処理量は平成 25 年度実績

③不燃・粗大ごみ処理施設

平成 26 年度末現在、不燃・粗大ごみ処理施設は 5 施設が稼動しています。

表 2-1-5 不燃・粗大ごみ処理施設の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	処理方式	処理対象廃棄物	使用開始 年度
中央中部	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 粗大ゴミ処理工場	6	249	併用※1	粗大ごみ	1996 (平成 8)
中央西部	土佐市	土佐市北原クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	10	1,390	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	1998 (平成 10)
	土佐市	土佐市一般廃棄物最終処分場 粗大ごみ圧縮機	3	17	圧縮※2	粗大ごみ、資源ごみ	1988 (昭和 63)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 粗大ごみ処理施設	10	438	併用	粗大ごみ、不燃ごみ	1993 (平成 5)
幡多広域	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター	10	0	併用	粗大ごみ、不燃ごみ、 可燃ごみ、資源ごみ	1991 (平成 3)

※1 併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破碎（粉碎）する施設

※2 圧縮：不燃性粗大ごみを破碎・圧縮する施設

注) 年間処理量は平成 25 年度実績

④資源化施設

平成 26 年度末現在、資源化施設は 17 施設が稼動しています。

表 2-1-6 資源化施設の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	処理能力 (t/日)	年間処理量 (t/年度)	施設区分	処理対象廃棄物	使用開始 年度
安芸 広域	安芸市	安芸市 リサイクルプラザ	18.2	1,131	リサイクル プラザ	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2000 (平成 12)
	奈半利町	奈半利町クリーンセンター 不燃物処理施設	16	69	ストック ヤード	金属類、可燃ごみ	1988 (昭和 63)
	芸東衛生組合	芸東衛生組合 佐喜浜リサイクルセンター	5	907	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類	1983 (昭和 58)
中央 中部	高知市	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	27	3,313	容器包装 リサイクル 推進施設	ペットボトル、プラスチック	1990 (平成 2)
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域清掃センター 資源化処理工場	6	221	その他	金属類、ガラス類	1996 (平成 8)
中央 西部	いの町	吾北塵芥処理場	1	11	その他	金属類	1997 (平成 9)
	高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター 資源ごみ選別施設	10	492	その他	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、布類、不燃ごみ、 その他	1995 (平成 7)
	仁淀川中央 清掃事務組合	仁淀川中央清掃事務組合 不燃物処理施設	8	332	容器包装 リサイクル 推進施設	金属類、ガラス類	1976 (昭和 51)
高幡 広域	須崎市	須崎市 クリーンセンター横浪	6.2	902	リサイクル プラザ	金属類、ガラス類、ペットボトル、 プラスチック、可燃ごみ、 不燃ごみ	2004 (平成 16)
	中土佐町	中土佐町 ストックヤード施設	2	248	容器包装 リサイクル 推進施設	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類	2003 (平成 15)
	中土佐町	中土佐町適正処理困難物 積替保管施設	1	7	その他	プラスチック、その他	2004 (平成 16)
	梶原町	梶原町土づくりセンター	4	851	ごみ堆肥化 施設	し尿、家庭系生ごみ、 事業系生ごみ	1994 (平成 6)
	四万十町	クリーンセンター銀河	6	897	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチック、 布類、不燃ごみ、粗大ごみ	2002 (平成 14)
幡多 広域	宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	20	53	ストック ヤード	金属類	1982 (昭和 57)
	土佐清水市	土佐清水市 リサイクルセンター	4	116	リサイクル センター	金属類、ガラス類	1999 (平成 11)
	四万十市	西土佐ごみ処理場	9	38	ストック ヤード	紙類、金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル、 布類、粗大ごみ	1975 (昭和 50)
	幡多広域市町村圏 事務組合	幡多クリーンセンター リサイクルプラザ	19	1,079	リサイクル プラザ	紙類、その他資源ごみ、 ペットボトル	2003 (平成 15)

注 1) 年間処理量は平成 25 年度実績

注 2) 施設区分は以下のとおりとする。

- ・リサイクルセンター：廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるための施設
- ・リサイクルプラザ：リサイクルセンターの機能に加え、また不要品の補修、再生品の展示をとおして 3R の普及啓発等を行うための施設
- ・ストックヤード：分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンター等で選別・圧縮された資源ごみやスラグを資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設（保管に必要な最小限の設備（圧縮設備、梱包設備等）を含む）
- ・容器包装リサイクル推進施設：容器包装リサイクルの推進のための分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や圧縮設備等の複合的な施設
- ・ごみ堆肥化施設：原料の移送・攪拌が機械化された堆肥化施設
- ・その他：上記以外の資源化処理のための施設



ク. 市町村等における一般廃棄物最終処分場の設置状況

平成 26 年度末現在、最終処分場は埋立中 16 施設、埋立終了 1 施設、休止中 3 施設となっています。

表 2-1-7 一般廃棄物最終処分場の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	埋立地面積 (㎡)	全体容積 (㎡)	埋立容量 (㎡/年度)	残余容量 (㎡)	処理対象廃棄物	埋立開始 年度	埋立終了 年度	処分場の 現状	施設の 改廃
安芸広域	安芸市	安芸市一般廃棄物 最終処分場	12,500	48,000	0	18,577	焼却残渣（主灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1995 (平成 7)	2015 (平成 27)	埋立中	休止
	田野町	田野町築地 不燃物処理場	960	7,000	141	4,387	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2015 (平成 27)	埋立中	
	安田町	安田町不燃物 埋立処分地	8,462	90,000	0	81,538	不燃ごみ	1980 (昭和 55)	2016 (平成 28)	埋立中	休止
	芸西村	芸西村竹藪 埋立処分地	1,840	2,470	0	4	不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	1984 (昭和 59)	2010 (平成 22)	埋立 終了	
	芸東衛生組合	芸東衛生組合室津埋立地	4,700	19,800	94	185	不燃ごみ	1996 (平成 8)	2013 (平成 25)	埋立中	
中央東部	南国市	南国市一般廃棄物 最終処分場	16,300	83,000	1,910	62,930	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2016 (平成 28)	埋立中	
	香美市	香美市立 一般廃棄物処理場	9,000	54,000	0	14,343	不燃ごみ、粗大ごみ	1970 (昭和 45)	2014 (平成 26)	埋立中	
中央中部	高知市	高知市 三里最終処分場	63,300	698,000	4,843	125,453	不燃ごみ、その他	1985 (昭和 60)	2030 (平成 42)	埋立中	
	大川村	大川村 朝谷最終処分場	800	500	0	395	その他	1993 (平成 5)	2009 (平成 21)	埋立中	休止
	嶺北広域行政 事務組合	嶺北広域一般廃棄物 最終処分場	3,200	16,000	430	1,280	焼却残渣（主灰）、その他、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2001 (平成 13)	2014 (平成 26)	埋立中	
中央西部	土佐市	土佐市一般廃棄物 最終処分場	15,000	122,000	1,504	86,511	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	1994 (平成 6)	2017 (平成 29)	埋立中	
	高吾北広域 町村事務組合	高吾北広域町村事務組合 高吾北処理センター	2,400	19,000	901	3,980	焼却残渣（主灰）、 焼却残渣（飛灰）、 破碎ごみ・処理残渣	2002 (平成 14)	2017 (平成 29)	埋立中	
高幡広域	須崎市	須崎市廃棄物 埋立処分場	11,000	91,000	1,285	66,523	焼却残渣（主灰）、不燃ごみ、 破碎ごみ・処理残渣	2004 (平成 16)	2018 (平成 30)	埋立中	
	中土佐町	中土佐町七浦 不燃物埋立処理場	4,600	24,000	24	3,523	不燃ごみ	1995 (平成 7)	2010 (平成 22)	埋立中	
	中土佐町	中土佐町桐ノ川 不燃物埋立処理場	800	5,600	0	570	不燃ごみ	1987 (昭和 62)	2010 (平成 22)	埋立中	
	四万十町	クリーンセンター銀河	2,100	12,700	591	6,014	焼却残渣（主灰）、 焼却残渣（飛灰）	2002 (平成 14)	2021 (平成 33)	埋立中	
幡多広域	宿毛市	宿毛市環境管理 センター	13,700	115,000	1,121	68,844	不燃ごみ、粗大ごみ	1996 (平成 6)	2070 (平成 82)	埋立中	
	宿毛市	宿毛市母島 不燃物処理場	760	1,700	0	400	不燃ごみ	1990 (平成 2)	2010 (平成 22)	埋立中	
	土佐清水市	土佐清水市不燃物 処理センター	13,600	114,707	129	20,912	不燃ごみ、その他、 破碎ごみ・処理残渣	1989 (平成元)	2013 (平成 25)	埋立中	
	大月町	大月町環境 クリーンセンター	7,000	21,000	670	9,416	焼却残渣（主灰）、溶融飛灰、 不燃ごみ、焼却残渣（飛灰）、 粗大ごみ	1998 (平成 10)	2028 (平成 40)	埋立中	

注) 残余容量は平成 25 年度末

ケ. 市町村等以外の一般廃棄物処理施設

平成 26 年度末現在、市町村等の一般廃棄物処理計画に位置付けられ、食品リサイクル法に基づく魚あらを広域的に処理している施設のほか、剪定枝、汚泥等のリサイクル等を行っている施設は 42 施設となっています。

## コ. 広域処理の状況

本県では、平成 11 年に「高知県ごみ処理広域化計画」を策定し、平成 29 年までの 20 年間に視野に入れたごみ処理の基本的なあり方を示すとともに、市町村が互いに連携していく広域ブロックを設定しました。

この計画は、ダイオキシン類対策や地球温暖化対策などのごみ処理に係る課題を解決するため、県内を 6 つに分けた広域ブロックのそれぞれの地域で、可燃ごみ処理施設を 1 施設に集約し、総合的、効率的な処理体制の構築を目指すものです。

平成 26 年度現在、市町村の状況により、安芸広域、中央東部、幡多広域については 1 施設で処理を行っています。広域化計画策定当時の目標と平成 26 年度現在の状況は図 2-1-21 のとおりです。

今後は、施設の効率的な整備を図る観点から、必要に応じて地域性や市町村、地域住民の意向を十分に考慮のうえ、進めていくことが大切と考えています。

	広域化計画策定当時 (平成 11 年度)	広域化計画策定当時の目標	現状 (平成 26 年度)
安芸広域ブロック	東洋町 50t/16h S57 室戸市 芸東衛生組合 奈半利町 50t/8h S63 田野町 北川村 2t/8h S57 馬路村 4t/8h S61 安田町 8t/8h S56 安芸市 20t/8h S48 芸西村 6t/8h S63	新施設整備	東洋町 室戸市 奈半利町 田野町 北川村 馬路村 安田町 安芸市 芸西村 80t/24h (継続使用) 安芸広域市町村圏 事務組合
中央東部ブロック	南国市 赤岡町 香我美町 土佐山田町 野市町 夜須町 香北町 吉川村 物部村 160t/24h H4 香南清掃組合	新施設整備	南国市 香南市 香美市 160t/24h (現行施設) 120t/24h (新施設(整備中)) 香南清掃組合
中央中部ブロック	高知市 450t/24h S55 鏡村 0.4t/日 土佐山村 1t/8h H6 本山町 16t/8h H8 土佐町 嶺北広域行政事務組合 大豊町 6t/8h S63 大川村 2t/8h H5 本川村 4t/8h S52	新施設整備	高知市 600t/24h (継続使用) 高知市 本山町 土佐町 17.5t/8.75h (継続使用) 嶺北広域行政事務組合 大豊町 大川村 いの町本川
中央西部ブロック	吾北村 6t/8h S49 土佐市 40t/8h H10 伊野町 30t/8h S51 日高村 仁淀川中央清掃組合 春野町 30t/8h S57 池川町 40t/8h H6 吾川村 高吾北広域町村事務組合 佐川町 越知町 仁淀村	新施設整備	土佐市 いの町 (旧本川村を除く) 120t/24h (継続使用) 高知中央西部焼却処理 事務組合 日高村 仁淀川町 120t/24h (継続使用) 高吾北広域町村事務組合 佐川町 越知町
高幡広域ブロック	須崎市 45t/8h S51 中土佐町 高幡東部清掃組合 葉山村 大野見村 窪川町 20t/8h H3 (窪川) 3t/8h S48 (興津) 大正町 4t/8h S58 十和村 5t/8h S58 梶原町 6t/8h H10 (RDF) 東津野村 津野山広域町村事務組合	新施設整備	須崎市 53t/8h (RDF) (継続使用) 高幡東部清掃組合 中土佐町 津野町葉山 四万十町 25t/8h (継続使用) 四万十町 梶原町 6t/8h (RDF) (継続使用) 津野山広域町村事務組合 津野町東津野
幡多広域ブロック	宿毛市 40t/8h S53 中村市 50t/8h H3 大方町 幡多中央環境施設組合 佐賀町 4t/8h S63 土佐清水市 30t/8h S63 大月町 12t/8h S58 西土佐村 5t/8h S50 三原村	新施設整備	宿毛市 四万十市 黒潮町 土佐清水市 大月町 三原村 140t/24h (継続使用) 幡多広域市町村圏事務組合

図 2-1-21 ごみ処理広域化計画策定当時の目標と現在の状況

(2) し尿

ア. し尿の排出、処理等の概況

①生活排水処理人口

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口及び合併処理浄化槽等（コミュニティプラント含む）人口は増加傾向で推移していますが、平成 18 年度には合併処理浄化槽等人口が大きく増加し、公共下水道人口を上回っています。

一方、汲み取り人口は急激に減少しており、単独処理浄化槽人口も概ね減少しています。さらに、自家処理人口も緩やかに減少しています。

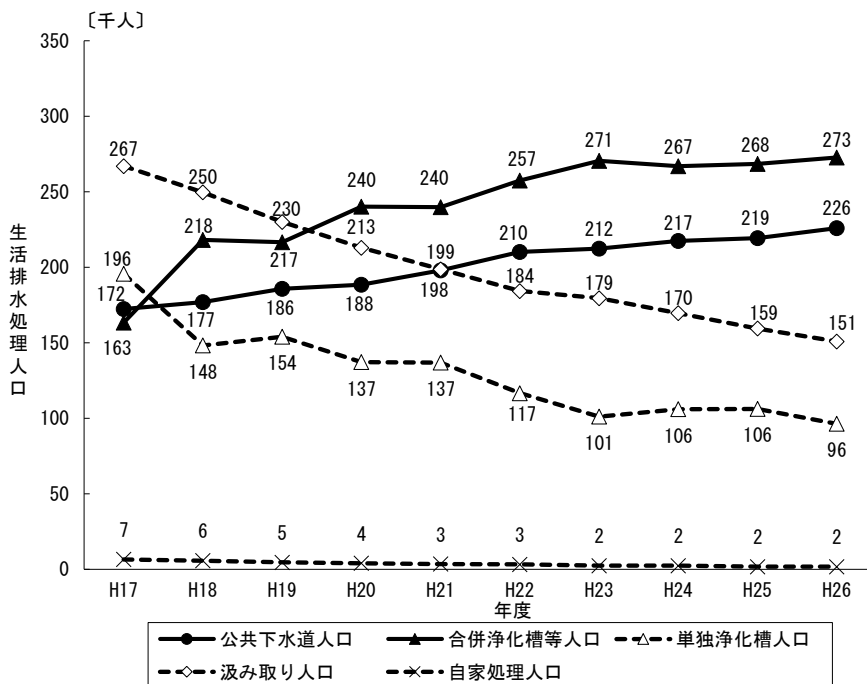
平成 26 年度末現在、公共下水道人口は 226 千人、合併処理浄化槽等人口は 273 千人となっています。

表 2-1-8 生活排水処理人口及びし尿等処理量のまとめ（平成 26 年度）

項目	数量	備考
総人口	747 千人	
水洗化・生活雑排水処理人口	499 千人	
公共下水道人口	226 千人	
合併処理浄化槽等人口	273 千人	集落排水処理人口（平成 26 年度 22 千人）、コミュニティプラント人口（平成 26 年度 8 千人）を含む
単独処理浄化槽人口	96 千人	
汲み取り人口	151 千人	
自家処理人口	2 千人	
水洗化率	79.6%	$(\text{公共下水道人口} + \text{合併処理浄化槽等人口} + \text{単独処理浄化槽人口}) \div \text{総人口}$
生活排水処理率	66.7%	$(\text{公共下水道人口} + \text{合併処理浄化槽等人口}) \div \text{総人口}$
し尿等処理量	363 千 kℓ	
し尿	162 千 kℓ	
浄化槽汚泥	201 千 kℓ	

注 1) 人口及びし尿等処理量は、小数点以下四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

注 2) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の値で計算した値とは一致しない場合がある。

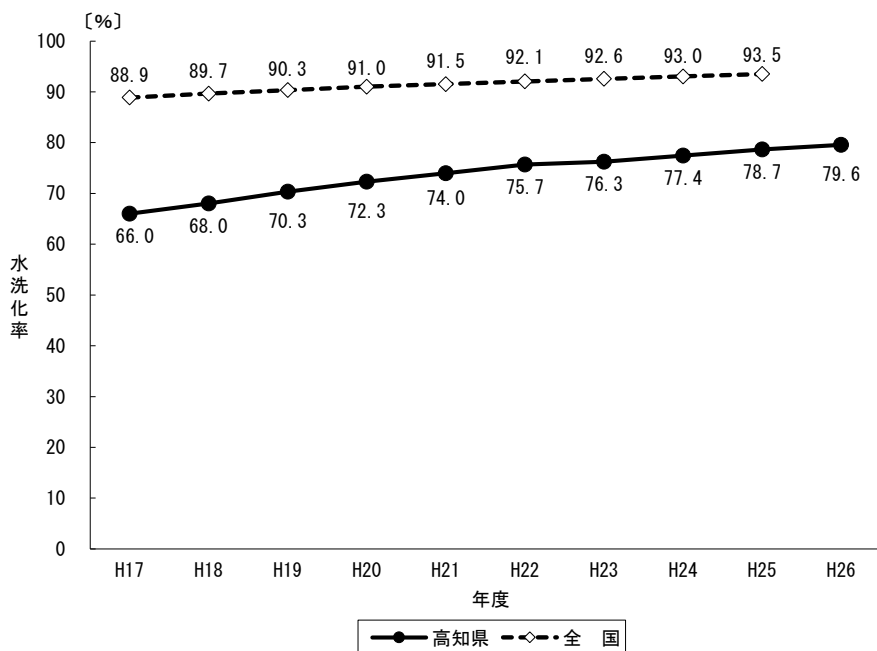


出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-22 生活排水処理人口の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

## ②水洗化率

平成 26 年度末現在、本県の水洗化率は 79.6 パーセントとなっており、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間では、13.6 ポイント上昇しましたが、平成 25 年度では全国平均に比べ約 15 ポイント低くなっており、依然として生活排水処理施設の整備が遅れています。



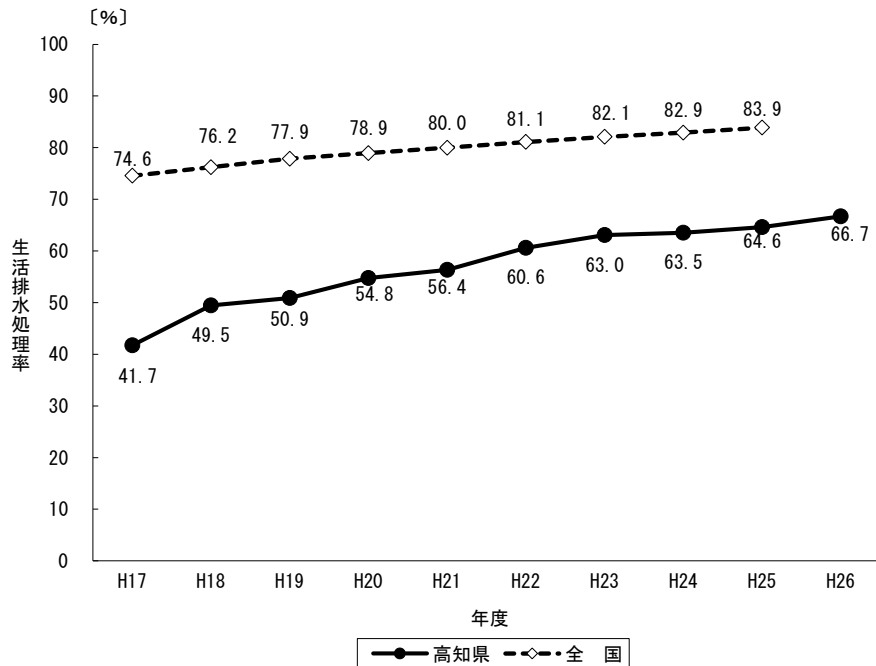
出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-23 水洗化率の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

- ❗ 生活排水の処理は、①公共下水道、②合併処理浄化槽等（合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント）、③単独処理浄化槽、④し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）で行われています。公共下水道や合併処理浄化槽等は、し尿と併せて生活雑排水（台所や風呂場からの排水）の処理が可能で、これらを整備している人口を「水洗化・生活雑排水処理人口」といいます。全人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合を「水洗化・生活雑排水処理率」といい、一般に「生活排水処理率」といいます。

### ③生活排水処理率

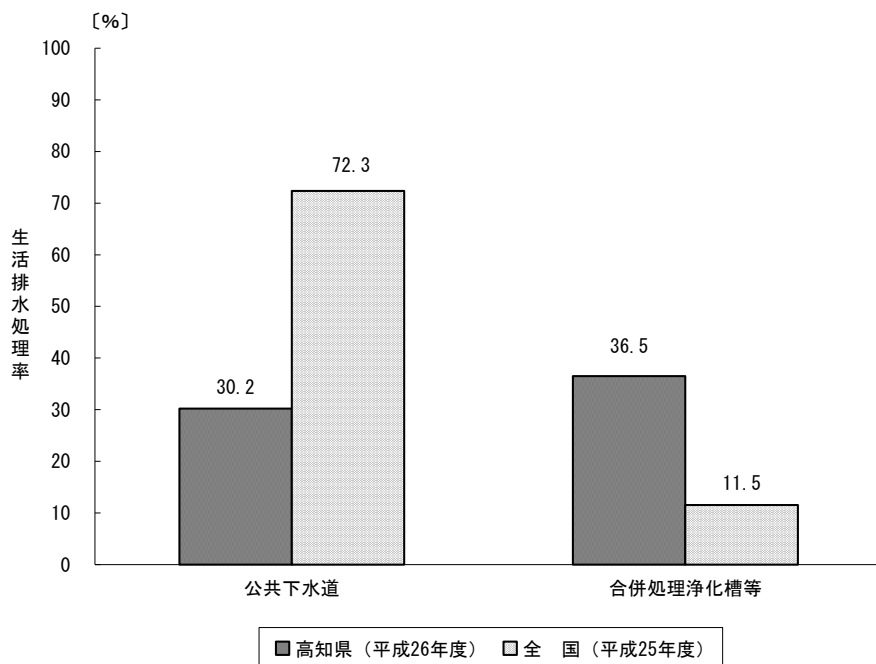
平成 26 年度末現在、本県の生活排水処理率は 66.7 パーセントとなっており、平成 25 年度では、全国平均に比べ約 20 ポイント低くなっています。



出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-24 生活排水処理率の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

生活排水処理率の内訳をみると、本県では公共下水道が 30.2 パーセント、合併処理浄化槽等が 36.5 パーセントとなっており、生活排水処理を合併処理浄化槽等に依存する割合が高くなっています。



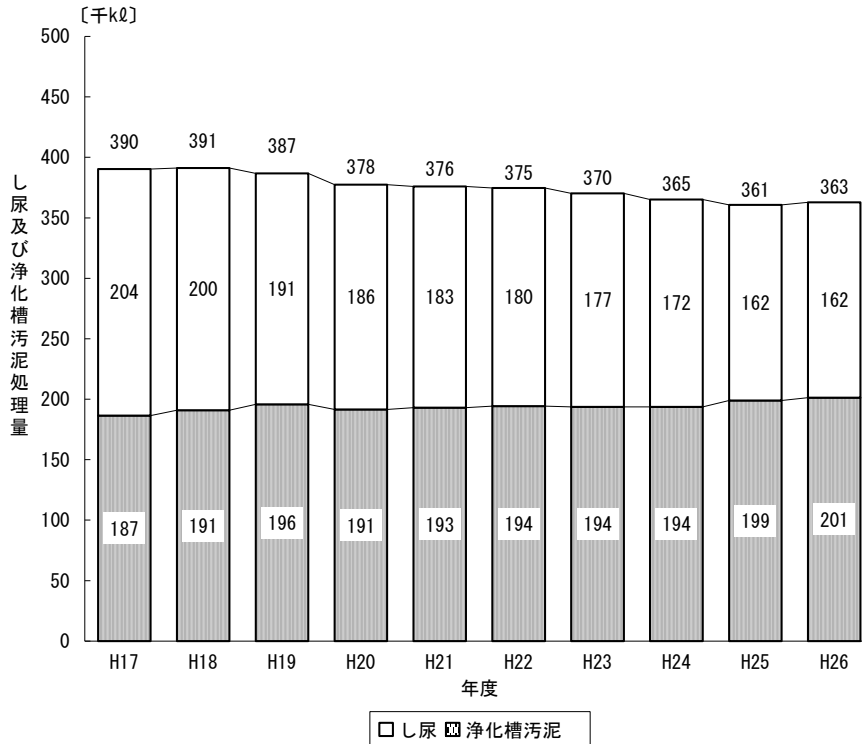
注) 合併処理浄化槽等：合併処理浄化槽に農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティプラントを加えたもの

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」

図 2-1-25 生活排水処理率の内訳

#### ④し尿等処理量

平成 26 年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量は、し尿が 162 千キロリットル（処理量全体の 44.6 パーセント）、浄化槽汚泥が 201 千キロリットル（同 55.4 パーセント）、合計 363 千キロリットルとなっています。浄化槽汚泥は、平成 19 年度以降し尿を上回るようになり、その後も着実に伸びてきています。



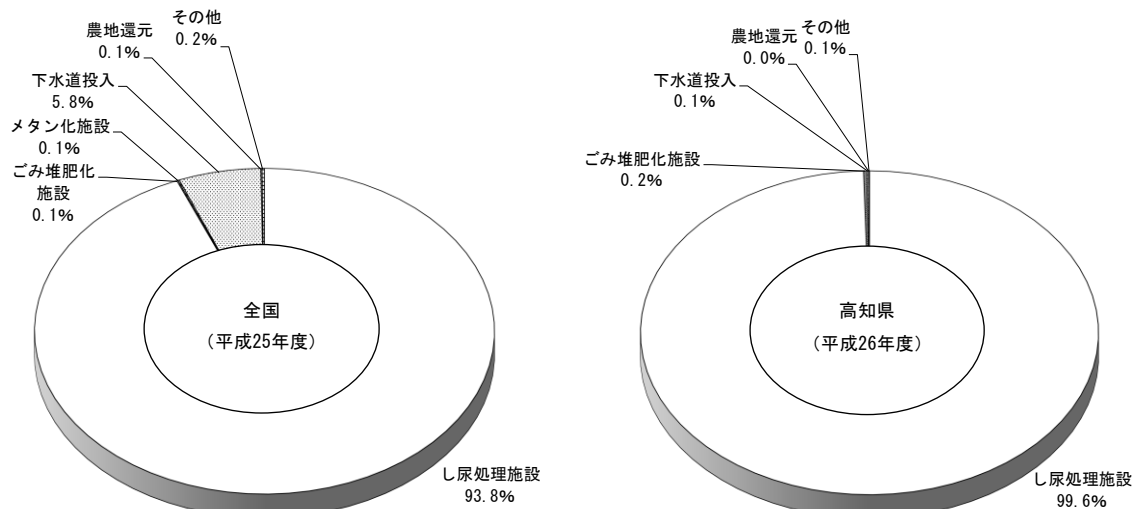
注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-26 し尿等処理量の推移（平成 17 年度～平成 26 年度）

#### ⑤し尿等の処理・処分方法

し尿や浄化槽汚泥は、バキューム車で収集された後、し尿処理施設、ごみ堆肥化施設、メタン化施設、下水道投入、農地還元等により処理・処分されています。

全国及び本県のし尿等の処理・処分の内訳をみると、収集したし尿等のほぼ全量がし尿処理施設で処理されています。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-1-27 し尿等の処理・処分方法

イ. し尿処理施設の設置状況

平成 26 年度末現在、し尿処理施設は 19 施設が稼動しています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、資源の有効利用の観点から、し尿及び浄化槽汚泥だけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに堆肥、メタンガス等を回収する「汚泥再生処理センター」へ転換することを国が推進しています。

平成 26 年度末現在、本県における汚泥再生処理センターは、安芸市汚泥再生処理センター清浄苑、仁淀川下流衛生事務組合衛生センター、四万十町汚泥再生処理施設若井グリーンセンター、幡多西部消防組合幡西衛生処理センターの 4 施設が稼動しています。この他、汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っているし尿処理施設が 5 施設あります。

表 2-1-9 し尿処理施設の状況（平成 26 年度）

ブロック	事業主体	施設名	汚水処理						資源化処理			使用開始年度
			処理方式	処理能力 (kℓ/日)	処理量				処理方式	資源化能力		
					1日 当たり (kℓ/日)	年間 (kℓ/年度)	し尿 (kℓ/年度)	浄化槽 汚泥 (kℓ/年度)		汚泥等 (t/日)	有機性 廃棄物 (t/日)	
安芸広域	安芸市	安芸市汚泥再生処理センター清浄苑	高負荷膜分離	30	35	12,700	6,350	6,350	堆肥化	0.1		2004 (平成 16)
	芸東衛生組合	芸東衛生組合室戸清浄園	好希釈	20	28	10,384	5,192	5,192	その他			1979 (昭和 54)
	芸東衛生組合	芸東衛生組合相間衛生センター	好希釈	20	16	5,678	2,839	2,839	その他			1976 (昭和 51)
	中芸広域連合	中芸広域連合衛生センター	高負荷膜分離	25	29	10,474	5,237	5,237				1996 (平成 8)
中央東部	南国市	南国市環境センター	高負荷	70	77	28,024	14,012	14,012	その他			1996 (平成 8)
	香南香美衛生組合	香南香美衛生組合衛生センター	標脱	100	97	35,514	17,757	17,757	堆肥化	0.39		1988 (昭和 63)
中央中部	高知市	高知市東部環境センター	標脱	390	117	42,600	21,300	21,300	堆肥化		390	1984 (昭和 59)
	嶺北広域行政事務組合	嶺北衛生センター	標脱	40	34	12,354	6,177	6,177	その他			1982 (昭和 57)
中央西部	仁淀川下流衛生事務組合	衛生センター	標脱	120	87	31,604	15,802	15,802	堆肥化	1		1999 (平成 11)
	高吾北広域町村事務組合	高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター	嫌気	47	51	18,616	9,308	9,308	メタン発酵堆肥化	2		1966 (昭和 41)
高幡広域	津野町	津野町高度し尿処理施設	その他	4	1	450	225	225	堆肥化	0.01	4	1997 (平成 9)
	四万十町	汚泥再生処理施設若井グリーンセンター	高負荷膜分離	44	23	8,374	4,187	4,187	リン回収助燃剤製造	1.19		2013 (平成 25)
	高幡東部清掃組合	し尿処理施設	高負荷	60	46	16,920	8,460	8,460	堆肥化	0.5		1990 (平成 2)
幡多広域	土佐清水市	土佐清水市衛生センター	高負荷膜分離	31	51	18,734	9,367	9,367	その他			2002 (平成 14)
	四万十市	衛生センター中村	標脱	62	53	19,314	9,657	9,657	その他			1984 (昭和 59)
	四万十市	クリーンセンター西土佐	高負荷	9	10	3,516	1,758	1,758	その他			2003 (平成 15)
	四万十市	四万十市有機物供給施設	その他	7	0	6	3	3	その他	3		1991 (平成 3)
	黒潮町	黒潮町衛生センター	高負荷膜分離	40	36	13,006	6,503	6,503				1998 (平成 10)
	幡多西部消防組合	幡西衛生処理センター	標脱	62	54	19,644	9,822	9,822	助燃剤製造	3		2006 (平成 18)

注 1) 汚水処理量は平成 25 年度実績

注 2) 汚泥再生処理センター以外で堆肥化を行っている施設

: 香南香美衛生組合衛生センター、高知市東部環境センター、高吾北広域町村事務組合高吾北衛生センター、津野町高度し尿処理施設、高幡東部清掃組合し尿処理施設

注 3) 資源化処理の処理方式のうち「その他」は、「メタン発酵」、「堆肥化」、「補助燃料」、「炭化」以外のものとする。



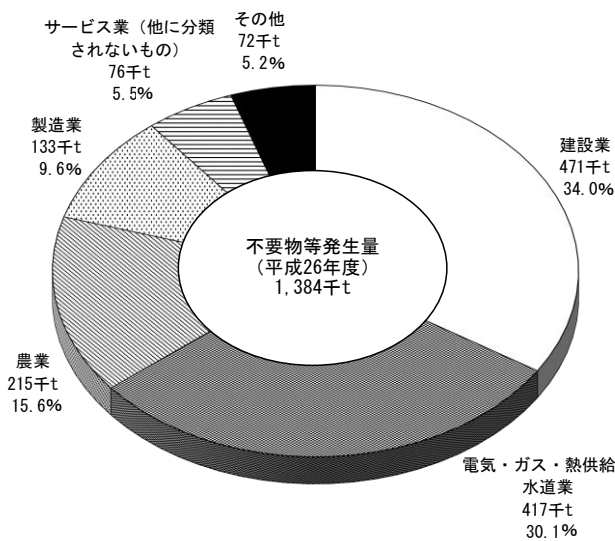
## 2. 産業廃棄物の現況

### (1) 産業廃棄物

#### ア. 発生状況

本県が平成 27 年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成 26 年度における県内の事業所等から発生した不要物等発生量は 1,384 千トンと推計されています。

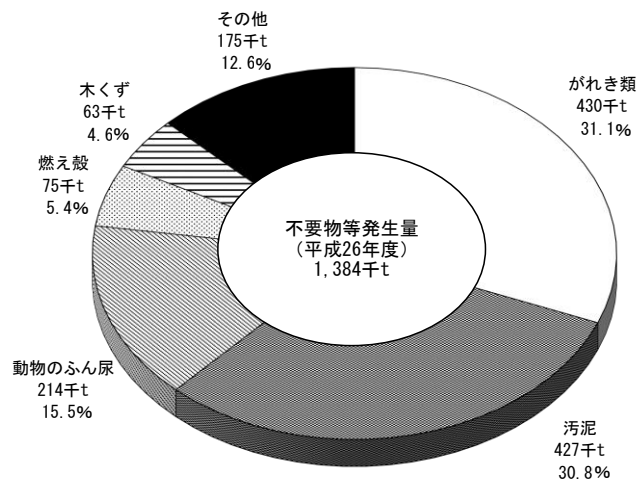
業種別に見ると、建設業が 471 千トンで最も多く、不要物等発生量全体の 34.0 パーセントを占めています。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業が 417 千トン（不要物等発生量の 30.1 パーセント）、農業が 215 千トン（同 15.6 パーセント）、製造業が 133 千トン（同 9.6 パーセント）、サービス業（他に分類されないもの）が 76 千トン（同 5.5 パーセント）となっており、これらが上位 5 業種となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-1 業種別不要物等発生量 (平成 26 年度)

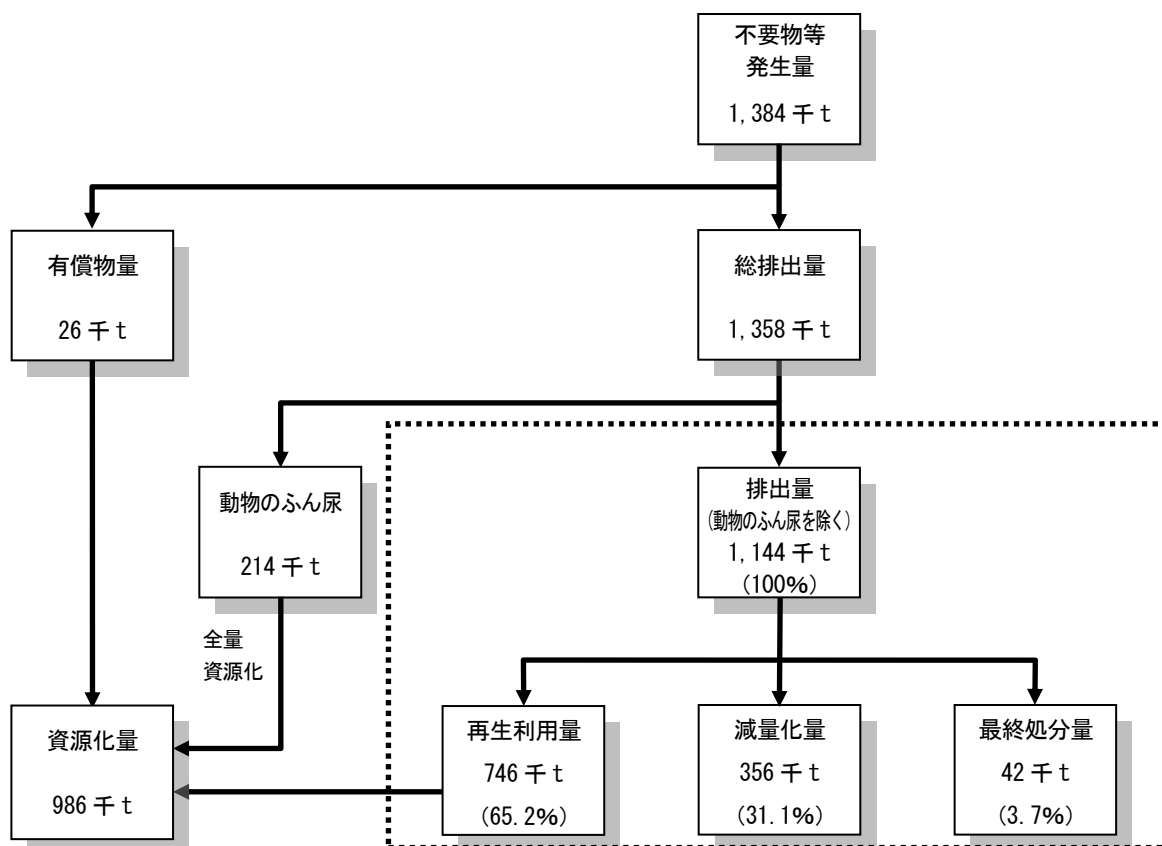
種類別に見ると、がれき類が 430 千トンで最も多く、不要物等発生量全体の 31.1 パーセントを占めています。次いで、汚泥が 427 千トン（不要物等発生量の 30.8 パーセント）、動物のふん尿が 214 千トン（同 15.5 パーセント）、燃え殻が 75 千トン（同 5.4 パーセント）、木くずが 63 千トン（同 4.6 パーセント）となっており、上位 5 品目で全体のおよそ 9 割を占めています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-2 種類別不要物等発生量 (平成 26 年度)

産業廃棄物の概略処理フローは下図のとおりです。



- 注1) ( ) は排出量に対する割合  
 注2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。  
 注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の値で計算した値とは一致しない場合がある。  
 注4) [ ] 産業廃棄物の減量化目標に係る項目  
 注5) フロー中の各区分の定義は以下のとおりとする。
- ・不要物等発生量 : 事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量
  - ・総排出量 : 事業所内で生じた不要物のうち、有償物量を除いた量
  - ・有償物量 : 事業所内で生じた不要物のうち、中間処理されることなく有償で売却した量
  - ・資源化量 : 有償物量と再生利用量を合わせた量
  - ・動物のふん尿 : 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
  - ・再生利用量 : 排出事業者又は処理業者等で再生利用された量
  - ・減量化量 : 排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量
  - ・最終処分量 : 排出事業者と処理業者等で最終処分された量

図 2-2-3 産業廃棄物の概略処理フロー（平成 26 年度）

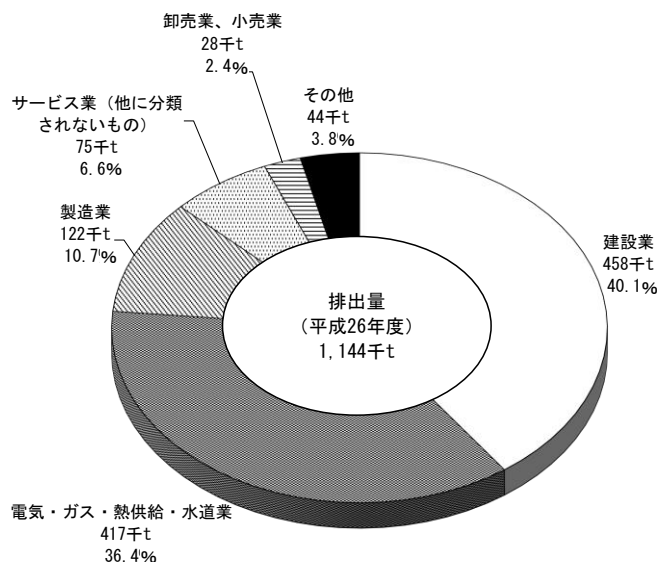
#### 💡 動物のふん尿の取扱い

動物のふん尿は、発生量が多いものの、ほぼ全量が堆肥として利用若しくは畜舎内で減量化されているため、中間処理、最終処分といった処理体系に厳密に区分することが困難であること、排出形態が家畜の飼養に伴って発生することから、他の生産活動に伴って生じる産業廃棄物のように排出抑制を生産者の努力により達成することが困難と考えられます。こうしたことから、原則として次の「イ. 排出状況」以降は動物のふん尿を除外して取り扱うこととします。

## イ. 排出状況

不要物等発生量から有償物量 26 千トン及び動物のふん尿 214 千トンを除いた排出量は 1,144 千トンとなっています。

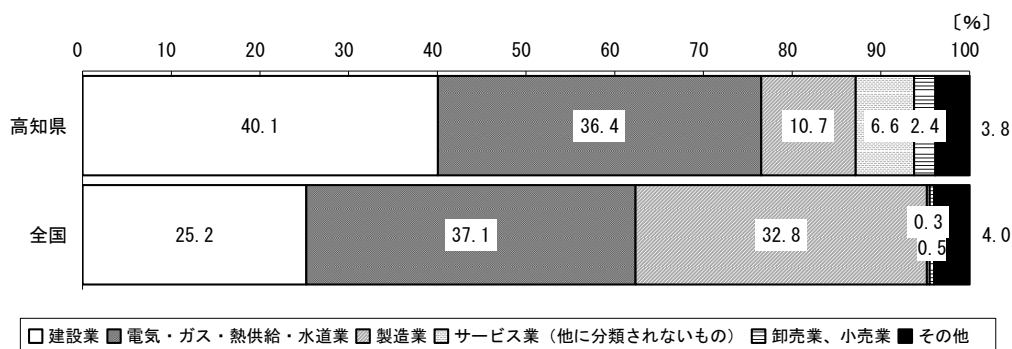
業種別排出量は、建設業が 458 千トンで最も多く、排出量全体の 40.1 パーセントを占めています。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が 417 千トン（排出量の 36.4 パーセント）、製造業が 122 千トン（同 10.7 パーセント）、サービス業（他に分類されないもの）が 75 千トン（同 6.6 パーセント）、卸売業、小売業が 28 千トン（同 2.4 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-4 業種別排出量 (平成 26 年度)

排出量に占める割合が最も高い業種は、全国では電気・ガス・熱供給・水道業ですが、本県では建設業となっています。また、本県では、製造業の割合が全国と比べて低くなっています。



比較年度

高知県 : 平成 26 年度

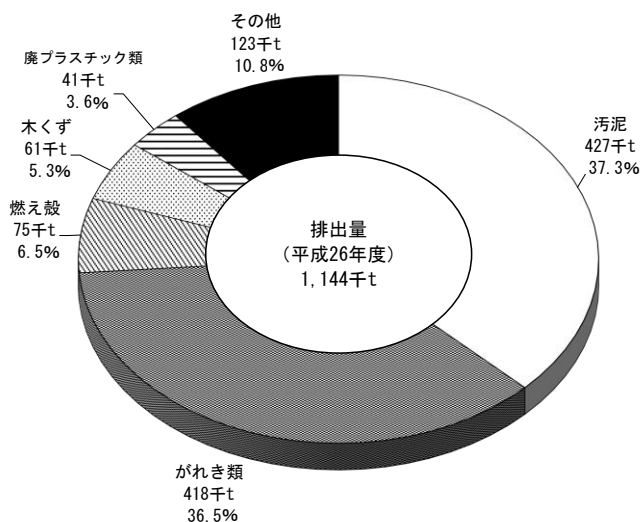
全国 : 平成 24 年度

注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典: 「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (平成 24 年度実績) について (平成 27 年 3 月 環境省)」

図 2-2-5 業種別排出量の割合 (全国との比較)

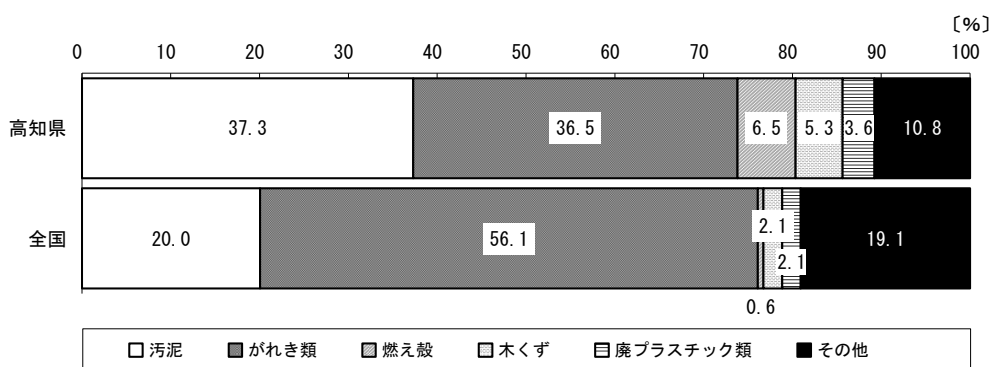
種類別排出量は、汚泥が 427 千トンで最も多く、全体の 37.3 パーセントを占めており、次いで、がれき類が 418 千トン（排出量の 36.5 パーセント）、燃え殻が 75 千トン（同 6.5 パーセント）、木くずが 61 千トン（同 5.3 パーセント）、廃プラスチック類が 41 千トン（同 3.6 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-6 種類別排出量 (平成 26 年度)

排出量に占める割合が最も高い種類は、全国ではがれき類ですが、本県では汚泥となっています。また、本県では、燃え殻、木くず、廃プラスチックの割合が全国に比べて高くなっています。



比較年度

高知県 : 平成 26 年度

全国 : 平成 24 年度

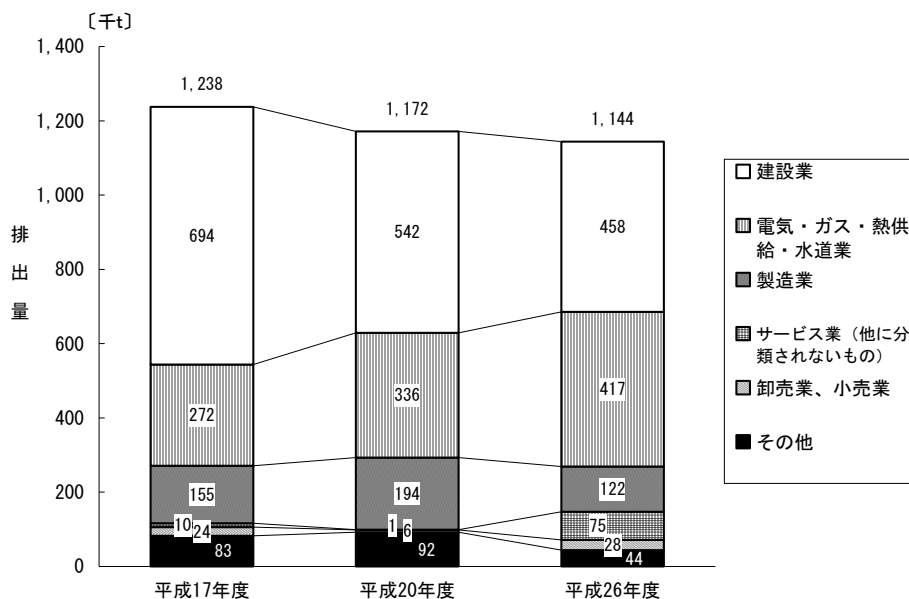
注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典 : 「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (平成 24 年度実績) について (平成 27 年 3 月 環境省)」

図 2-2-7 種類別排出量の割合 (全国との比較)

産業廃棄物の排出量は、平成 17 年度以降減少しており、平成 26 年度は 1,144 千トンとなっています。

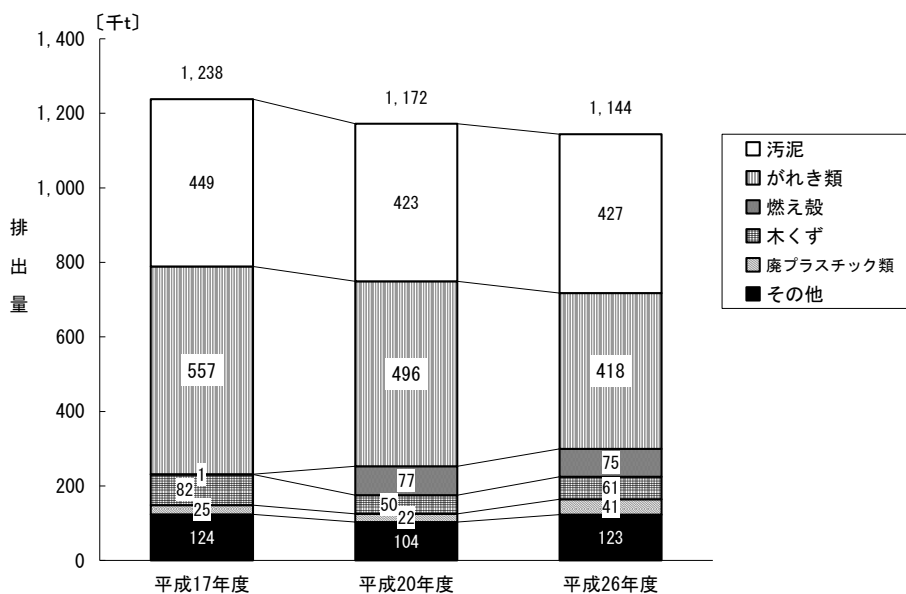
業種別排出量は、建設業、製造業が減少し、電気・ガス・熱供給・水道業が増えています。



注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-8 業種別排出量の推移

また、種類別排出量は、がれき類が減少し、汚泥、木くず、廃プラスチック類が増加しています。

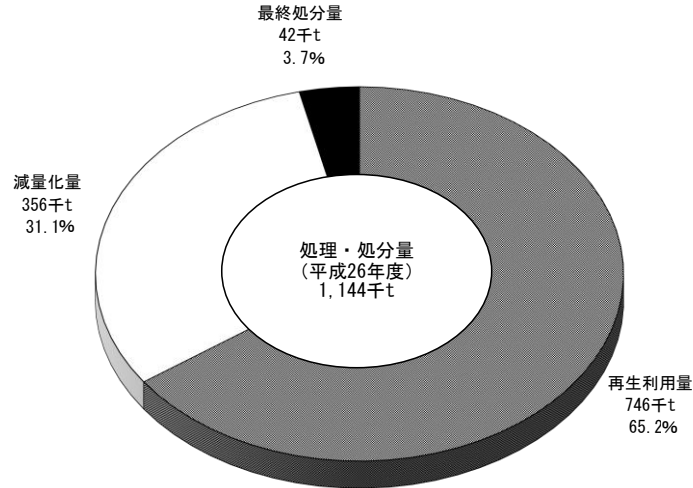


注) 量は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-9 種類別排出量の推移

ウ. 処理・処分状況

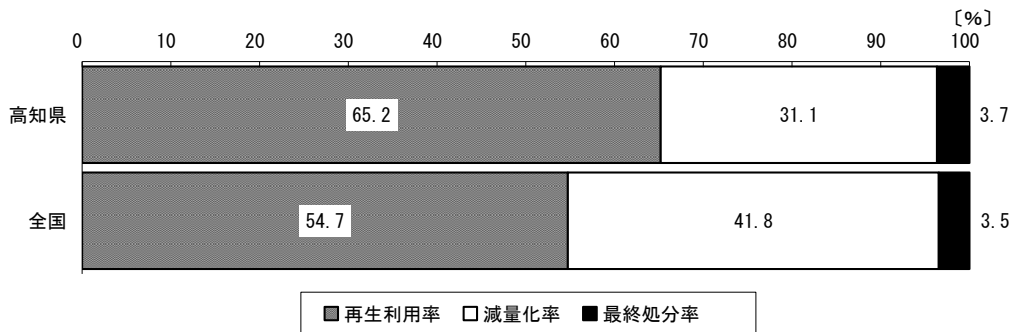
処理・処分量の状況は、建設資材や製品原料等にリサイクルされた再生利用量は 746 千トン（処理・処分量全体の 65.2 パーセント）、脱水や焼却により中間処理された減量化量が 356 千トン（同 31.1 パーセント）、最終処分量が 42 千トン（同 3.7 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-10 処理・処分量 (平成 26 年度)

処理・処分量に占めるそれぞれの割合は、本県は減量化率が全国に比べて低くなっていますが、再生利用と減量化を合せた割合及び最終処分の割合は全国とほぼ同じです。



比較年度

高知県 : 平成 26 年度

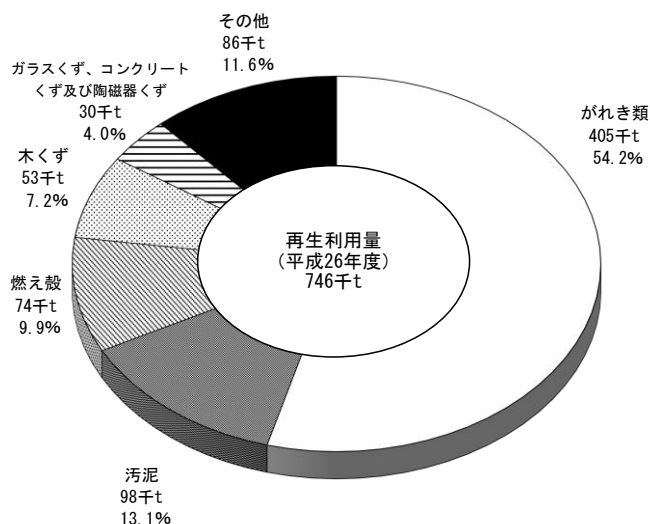
全国 : 平成 24 年度

注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

出典: 「産業廃棄物の排出及び処理状況等 (平成 24 年度実績) について (平成 27 年 3 月 環境省)」

図 2-2-11 処理・処分量に占める割合 (全国との比較)

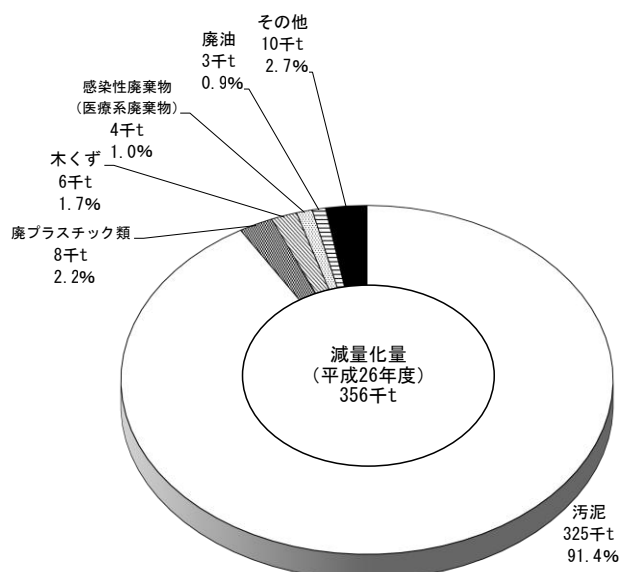
再生利用量 746 千トンの内訳は、がれき類が 405 千トンで最も多く、全体の 54.2 パーセントを占めています。次いで、汚泥が 98 千トン（再生利用量の 13.1 パーセント）、燃えがらが 74 千トン（同 9.9 パーセント）、木くずが 53 千トン（7.2 パーセント）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずが 30 千トン（同 4.0 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-12 再生利用量の種類別内訳 (平成 26 年度)

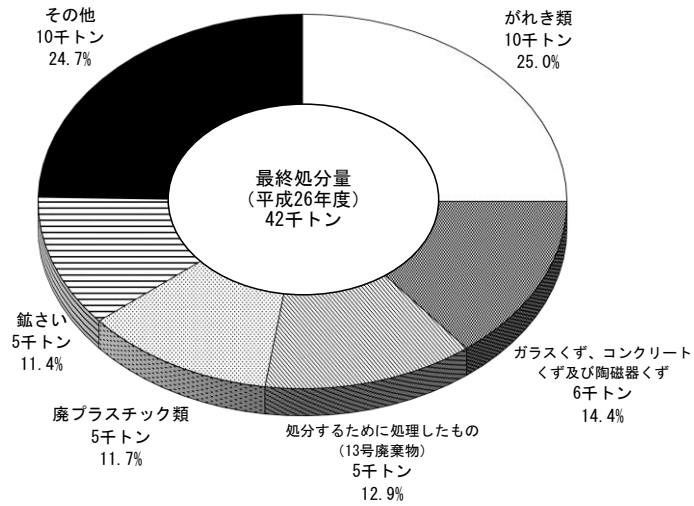
減量化量 356 千トンの内訳は、汚泥が 325 千トンで最も多く、全体の 91.4 パーセントを占めています。次いで、廃プラスチック類が 8 千トン（減量化量の 2.2 パーセント）、木くずが 6 千トン（同 1.7 パーセント）、感染性廃棄物（医療系廃棄物）が 4 千トン（同 1.0 パーセント）、廃油が 3 千トン（同 0.9 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-13 減量化量の種類別内訳 (平成 26 年度)

最終処分量 42 千トンの内訳は、がれき類が 10 千トンで最も多く、全体の 25.0 パーセントを占めています。次いで、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが 6 千トン（最終処分量の 14.4 パーセント）、13 号廃棄物が 5 千トン（同 12.9 パーセント）、廃プラスチック類が 5 千トン（同 11.7 パーセント）、鋳さいが 5 千トン（同 11.4 パーセント）となっています。



- 注 1) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。  
 注 2) 廃棄物の種類は排出時の区分によるものとする。

図 2-2-14 最終処分量の種類別内訳 (平成 26 年度)



業種別の処理の内訳をみると、排出量の多い建設業では、建設リサイクル法に基づく再生利用の取組みが行われているため、再生利用の割合が高く、電気・ガス・熱供給・水道業では、汚泥の脱水が行われていることにより、減量化の割合が高くなっています。

県全体では、再生利用、減量化に努めてきたことから、全国と同様に最終処分量を低く抑えています。

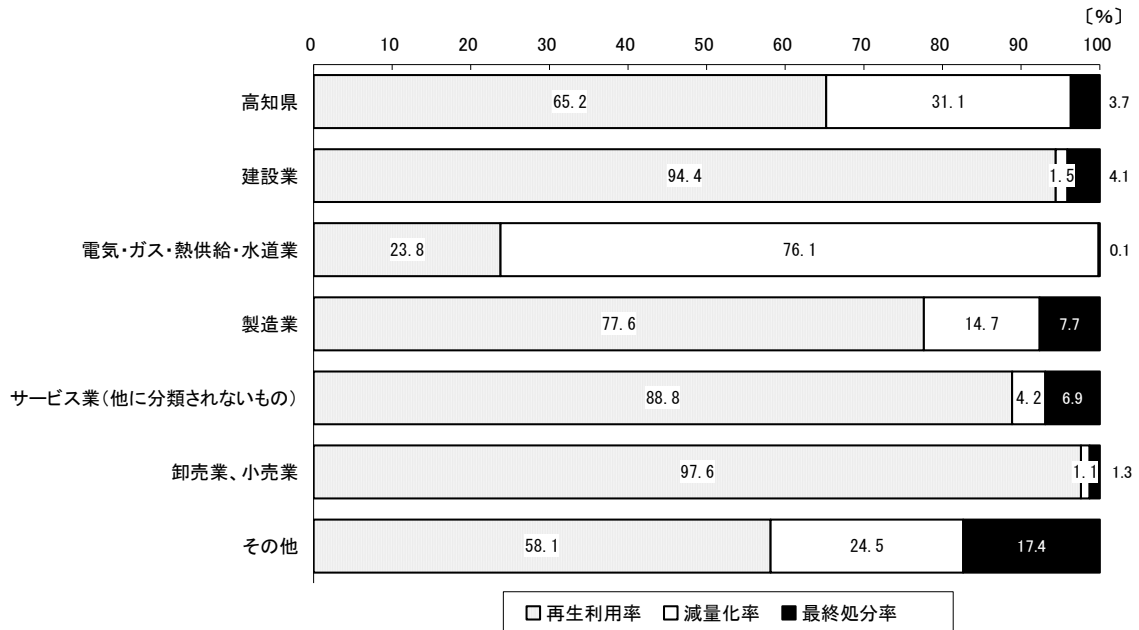
表 2-2-1 業種別の処理・処分状況（平成 26 年度）

業 種	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
高知県	1,144	100%	746	65.2%	356	31.1%	42	3.7%
建設業	458	100%	433	94.4%	7	1.5%	19	4.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	417	100%	99	23.8%	317	76.1%	1	0.1%
製造業	122	100%	95	77.6%	18	14.7%	9	7.7%
サービス業（他に分類されないもの）	75	100%	67	88.8%	3	4.2%	5	6.9%
卸売業、小売業	28	100%	27	97.6%	0	1.1%	0	1.3%
その他	44	100%	26	58.1%	11	24.5%	8	17.4%

注 1) 千トン未満の量は、表中では0と記載している。

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。



注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-15 業種別の処理・処分状況（平成 26 年度）

種類別の処理の内訳をみると、再生利用率は、がれき類、燃え殻、木くずが特に高く、「その他」も再生利用の割合が高くなっています。

減量化率が高いものは汚泥で、県全体の減量化の多くを占めています。

また、排出量の多い廃棄物については、汚泥は脱水による減量化、がれき類は建設資材として再生利用、燃え殻はセメント原料化や堆肥化等中間処理を適切に行うことにより、最終処分の割合が低くなっています。

一方、「その他」には、鉱さいや廃石膏ボードなどが含まれており、こうしたものは、本県での再生利用の方法や体制が十分に確立されておらず、減量化が進まないことから最終処分の割合が高くなっています。

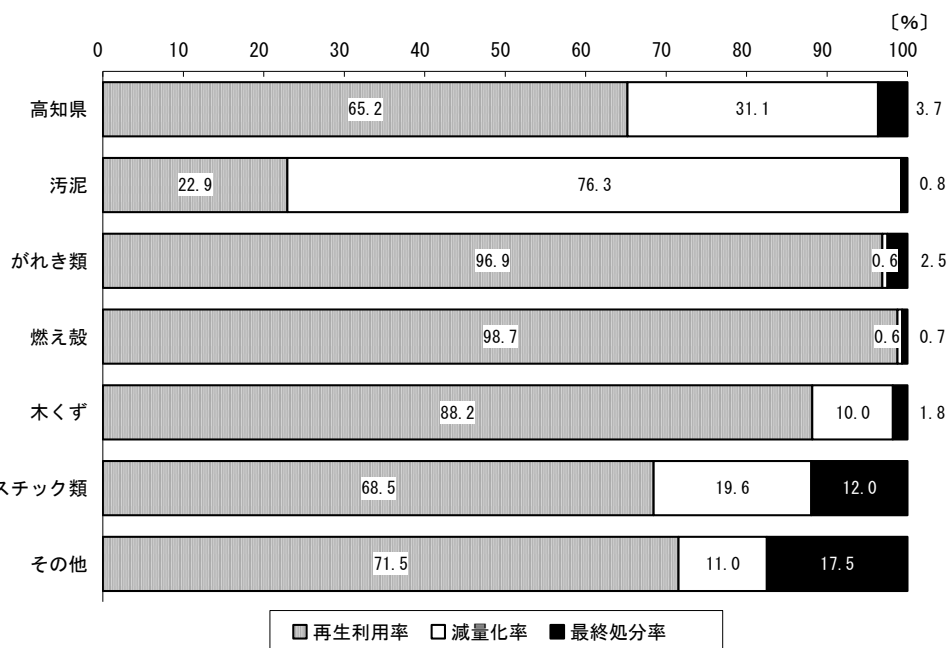
表 2-2-2 種類別の処理・処分状況（平成 26 年度）

種 類	排出量		再生利用量		減量化量		最終処分量	
	量	割合	量	割合	量	割合	量	割合
高知県	1,144	100%	746	65.2%	356	31.1%	42	3.7%
汚泥	427	100%	98	22.9%	325	76.3%	3	0.8%
がれき類	418	100%	405	96.9%	3	0.6%	10	2.5%
燃え殻	75	100%	74	98.7%	0	0.6%	1	0.7%
木くず	61	100%	53	88.2%	6	10.0%	1	1.8%
廃プラスチック類	41	100%	28	68.5%	8	19.6%	5	12.0%
その他	123	100%	88	71.5%	14	11.0%	22	17.5%

注 1) 千トン未満の量は、表中では 0 と記載している。

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。



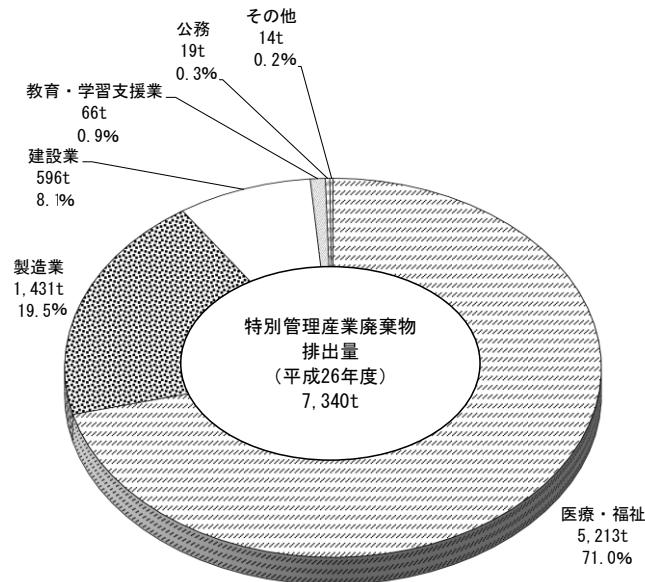
注) 割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-16 種類別の処理・処分状況（平成 26 年度）

(2) 特別管理産業廃棄物

平成 26 年度に県内の事業所等から発生した特別管理産業廃棄物の排出量は、7,340 トンとなっています。

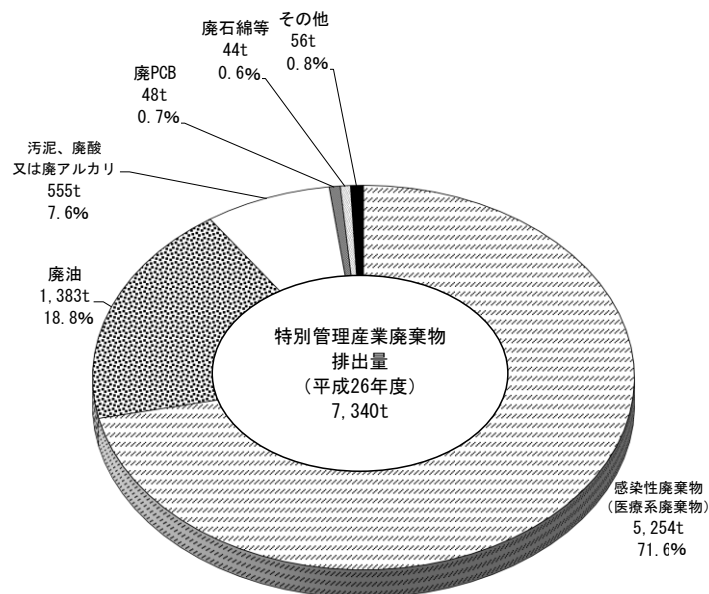
業種別にみると、医療、福祉が 5,213 トンで最も多く、全体の 71.0 パーセントを占めています。次いで、製造業が 1,431 トン（特別管理産業廃棄物排出量の 19.5 パーセント）、建設業が 596 トン（同 8.1 パーセント）、教育・学習支援業、公務及びその他を合わせたものが 99 トン（同 1.4 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-17 特別管理産業廃棄物の業種別排出状況（平成 26 年度）

排出量を種類別にみると、感染性廃棄物が 5,254 トンで最も多く、全体の 71.6 パーセントを占めています。次いで、廃油が 1,383 トン（特別管理産業廃棄物排出量の 18.8 パーセント）、汚泥、廃酸又は廃アルカリが 555 トン（同 7.6 パーセント）、廃 PCB が 48 トン（同 0.7 パーセント）、廃石綿等が 44 トン（同 0.6 パーセント）、その他が 56 トン（同 0.8 パーセント）となっています。



注) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 2-2-18 特別管理産業廃棄物の種類別排出状況（平成 26 年度）

特別管理産業廃棄物の処理・処分量の内訳をみると、排出量の約 24 パーセントが再生利用され、約 57 パーセントが減量化しており、残りの約 19 パーセントが最終処分となっています。

排出量が最も多い感染性廃棄物の処理・処分状況は、約 75 パーセントが中間処理として破碎・滅菌・焼却処理等により減量化され、約 25 パーセントが最終処分されています。

廃油はほとんどが再生利用されています。

汚泥、廃酸又は廃アルカリは、焼却処理等により減量化される量が多いため、最終処分量は少なくなっています。

廃 PCB については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北九州 PCB 処理事業所において無害化処理が行われています。

廃石綿等は排出量の全てが最終処分されています。

表 2-2-3 特別管理産業廃棄物の種類別処理・処分状況（平成 26 年度）

[t]

種 類	排出量	処理・処分量		
		再生利用量	減量化量	最終処分量
合 計	7,340 (100%)	1,775 (24.2%)	4,167 (56.8%)	1,398 (19.0%)
感染性廃棄物（医療系廃棄物）	5,254 (100%)	226 (4.3%)	3,731 (71.0%)	1,298 (24.7%)
廃油	1,383 (100%)	1,377 (99.6%)	6 (0.4%)	0 (0.0%)
汚泥、廃酸又は廃アルカリ	555 (100%)	149 (26.9%)	403 (72.7%)	2 (0.4%)
廃 PCB	48 (100%)	8 (16.0%)	15 (32.0%)	25 (52.0%)
廃石綿等	44 (100%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	44 (100%)
その他	56 (100%)	15 (27.3%)	12 (21.6%)	29 (51.1%)

注 1) ( ) は排出量に対する割合

注 2) 量及び割合は表示桁以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注 3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、表中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

(3) 処理業の許可及び処理施設の設置状況

平成 27 年度 4 月 1 日現在、処理業者の許可件数は、産業廃棄物の収集・運搬業者が 1,210 件、処理・処分業者が 126 件となっています。

また、特別管理産業廃棄物の収集・運搬業者が 116 件、処理・処分業者が 4 件となっています。

表 2-2-4 処理業者の許可件数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

廃棄物	業者の区分	業者数	高知県	
			高知県	高知市
産業廃棄物	収集・運搬業者	1,210	1,133	77
	処理・処分業者	126	95	31
	中間処理	116	87	29
	中間+最終	10	8	2
	最終処分	0	0	0
特別管理 産業廃棄物	収集・運搬業者	116	106	10
	処理・処分業者	4	3	1
	中間処理	3	2	1
	中間+最終	1	1	0
	最終処分	0	0	0

中間処理施設は、脱水施設が 12 施設、天日乾燥施設が 1 施設、焼却施設が 22 施設、破碎施設が 119 施設となっています。

表 2-2-5 中間処理施設の設置状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

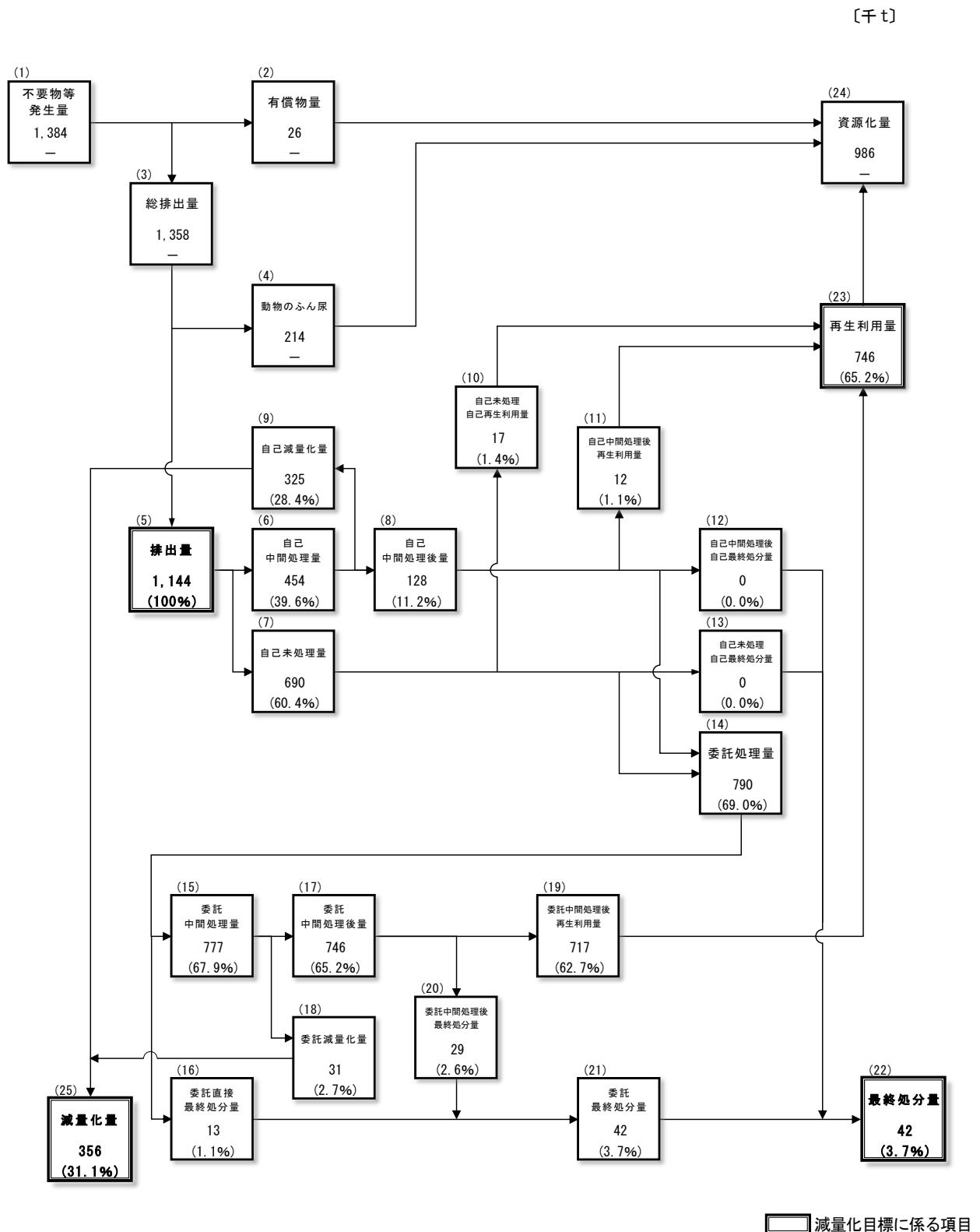
処 理	施設数	高知県	
		高知県	高知市
脱水	12	8	4
天日乾燥	1	0	1
焼却	22	17	5
破碎	119	99	20
合計	154	124	30

最終処分場は、安定型が 12 施設、管理型が 1 施設となっています。

表 2-2-6 最終処分場の設置状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

最終 処分場	高知県			高知市		
	施設数	許可容量 (m <sup>3</sup> )	残容量 (m <sup>3</sup> )	施設数	許可容量 (m <sup>3</sup> )	残容量 (m <sup>3</sup> )
遮断型	—	—	—	—	—	—
安定型	9	1,898,018	1,264,702	3	485,537.5	390,227
管理型	1	111,550	72,079	—	—	—
合計	10	2,009,568	1,336,781	3	485,537.5	390,227

産業廃棄物の詳細な処理フローは下図のとおりです。



注1) ( ) は(5)排出量に対する割合

注2) 量及び割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

注3) 割合は表示桁以下の量を含めて計算しているため、図中の量で計算した値とは一致しない場合がある。

図 2-2-19 産業廃棄物詳細処理フロー（平成 26 年度）

表 2-2-7 処理フローの用語の定義

フロー図 No.	項目	定義	
(1)	不要物等発生量	事業所内で生じた産業廃棄物量及び有償物量	
(2)	有償物量	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、有償で売却した量	
(3)	総排出量	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量	
(4)	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	
(5)	排出量	(3)の総排出量のうち、(4)の動物のふん尿を除いた量	
(6)	自己処理	自己中間処理量	(5)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
(7)		自己未処理量	(5)の排出量のうち、自ら中間処理しなかった量
(8)		自己中間処理後量	(6)で自己中間処理された後の廃棄物量
(9)		自己減量化量	(6)の自己中間処理量から(8)の自己中間処理後量を差し引いた量
(10)		自己未処理自己再生利用量	(7)の自己未処理量のうち、有償で売却できないものを自ら利用した量
(11)		自己中間処理後再生利用量	(8)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は有償で売却した量
(12)		自己中間処理後自己最終処分量	(8)の自己中間処理後量のうち、自ら最終処分した量
(13)		自己未処理自己最終処分量	(7)の自己未処理量のうち、自ら最終処分した量
(14)	委託処理	委託処理量	(7)の自己未処理量及び(8)の自己中間処理後量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
(15)		委託中間処理量	(14)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(16)		委託直接最終処分量	(14)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(17)		委託中間処理後量	(15)で中間処理された後の廃棄物量
(18)		委託減量化量	(15)の委託中間処理量から(17)の委託中間処理後量を差し引いた量
(19)		委託中間処理後再生利用量	(17)の委託中間処理後量のうち、処理業者等が自ら利用し又は有償で売却した量
(20)		委託中間処理後最終処分量	(17)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(21)		委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(22)	最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計	
(23)	再生利用量	排出事業者と処理業者等で再生利用された量の合計	
(24)	資源化量	有償物量と動物のふん尿と再生利用量の合計	
(25)	減量化量	排出事業者と処理事業者等の中間処理により減量された量の合計	